

2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設

2.10.1 基本設計

2.10.1.1 設置の目的

放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等の放射性固体廃棄物等の管理施設は、作業員の被ばく低減、公衆被ばくの低減及び安定化作業の安全確保のために、放射性固体廃棄物等を適切に管理することを目的として設置する。

2.10.1.2 要求される機能

放射性固体廃棄物等の処理・貯蔵にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、十分な保管容量を確保し、遮蔽等の適切な管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

2.10.1.3 設計方針

(1) 貯蔵設備

放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫、ドラム缶等仮設保管設備、サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等に貯蔵、または保管する設計とする。

発電所敷地内において、今回の地震、津波、水素爆発による瓦礫や放射性物質に汚染した資機材、除染を目的に回収する土壌等の瓦礫類は、固体廃棄物貯蔵庫、仮設保管設備、屋外等の一時保管エリアを設定し、一時保管する。

伐採木は、屋外の一時保管エリアに一時保管する。

使用済保護衣等は、固体廃棄物貯蔵庫、仮設保管設備、屋外の一時保管エリアに一時保管する。

(2) 被ばく低減

放射性固体廃棄物の管理施設は、作業員及び公衆の被ばくを達成できる限り低減できるように、必要に応じて十分な遮蔽を行う設計とする。

瓦礫等の管理施設については、保管物の線量に応じた適切な遮蔽や設置場所を考慮することにより、被ばく低減を図る設計とする。

(3) 飛散等の防止

放射性固体廃棄物の管理施設は、処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。

瓦礫等の管理施設については、発電所敷地内の空間線量率を踏まえ、周囲への汚染拡大の影響のある場合には、容器、仮設保管設備、固体廃棄物貯蔵庫、覆土式一時保管施設に収納、またはシートによる養生等を実施する。

(4) 貯蔵能力

固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）は、200ℓドラム缶約284,500本相当、ドラム缶等仮設保管設備は、200ℓドラム缶約9,000本相当を貯蔵保管する能力を有し、平成26年3月現在の保管量は固体廃棄物貯蔵庫で181,890本相当、ドラム缶等仮設保管設備で4,071本相当である。

なお、固体廃棄物貯蔵庫の地下階に高線量瓦礫を保管するエリアとして最大約15,000m³（ドラム缶約6万本相当）を準備する可能性があるが、その分のドラム缶保管場所の容量はあるものと考えている。

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、放射性固体廃棄物、瓦礫類の保管エリアとして200ℓドラム缶約11万本相当（約61,300m³）を貯蔵する能力を有する。

サイトバンカは、原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等を約4,300m³保管する能力を有し、平成26年3月現在の保管量は、制御棒約61m³、チャンネルボックス等約265m³、その他約193m³である。

瓦礫等の一時保管エリアの保管容量は、約529,000m³であり、平成26年3月現在の保管量は約175,000m³である。また、瓦礫等の想定保管量は、平成29年3月において約426,000m³と見込んでおり、平成28年度末までの保管容量は総量として確保されるものと考える。

ただし、瓦礫類については、線量区分毎に保管管理しており、線量区分での推移をみると一部の線量区分では、平成27年度に逼迫するおそれがあることから、今後の瓦礫等の発生状況等を踏まえて一時保管エリアを追設していくが、他の線量区分のエリアに一時保管することも可能である。

なお、瓦礫等の想定保管量については、計画された工事において発生する瓦礫等の物量は、建屋図面の読み取り、現場調査、伐採するエリアの面積等から算出しており、発生する瓦礫等の線量は、これまでの実績を参考にして求めている。

また、想定保管量については、工事量の変動等により大きく変動する可能性があるため、保管量の増加により容量不足が見込まれる場合には、一時保管エリアを追設する。

(5) 津波への対応

アウターライズ津波の最大到達高さ0.P.+約14m（敷地南側：仮設防潮堤設置後）に対して、固体廃棄物貯蔵庫、ドラム缶等仮設保管設備、瓦礫等一時保管エリア（1ヵ所除く）は、標高の高い場所に設置されている。また、敷地北側の標高の低い1ヵ所（0.P.+約12m）の一時保管エリアについてもアウターライズ津波が遡上しないことを確認している。

サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等の貯蔵設備についても仮設防潮堤によりアウターライズ津波が遡上しないことを確認している（III.3.1.3参照）。

(6) 外部人為事象への対応

外部人為事象に対する設計上の考慮については、発電所全体の外部人為事象の対応に従う（II. 1. 14 参照）。

(7) 火災への対応

火災に対する設計上の考慮については、発電所全体の火災への対応に従う（III. 3. 1. 2 参照）。

2. 10. 1. 4 主要な設備

(1) 固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）

固体廃棄物貯蔵庫は、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等の他、使用済保護衣等や原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書にて許可されていない瓦礫類を一時保管する。

瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管エリアとしての固体廃棄物貯蔵庫内に一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。

固体廃棄物貯蔵庫は、第1棟～第8棟の8つの棟からなり、第6棟～第8棟については、地上1階、地下2階で構成している。固体廃棄物貯蔵庫に一時保管する瓦礫類のうち、目安線量として表面 30mSv/h を超える高線量の瓦礫類は地下階に保管する。地下階に高線量の瓦礫類を保管した場合には、コンクリート製の1階の床及び天井や壁による遮蔽効果により固体廃棄物貯蔵庫表面またはエリア境界の線量は十分低減されるが、この場合には、固体廃棄物貯蔵庫表面またはエリア境界において法令で定められた管理区域の設定基準線量 ($1.3\text{mSv}/3\text{ヶ月}$ ($2.6\mu\text{Sv}/\text{h}$) 以下) を満足するよう運用管理を実施する。ただし、バックグラウンド線量の影響を除く。なお、最大線量と想定している表面線量率 $10\text{Sv}/\text{h}$ の瓦礫類を地下2階一面に収納したと仮定した場合でも、固体廃棄物貯蔵庫建屋表面線量率は約 $4 \times 10^{-7}\mu\text{Sv}/\text{h}$ となり、法令で定められた管理区域の設定基準線量を満足することを評価し、確認している。

震災後の固体廃棄物貯蔵庫の建物調査の結果、第1棟については屋根や壁、柱の一部、第2棟については柱の一部に破損があり、第3棟と第4棟については、床の一部に亀裂がみられるため、工事計画認可申請書記載の機能を満足するよう復旧し使用していく。第1棟、第3棟の復旧工事は概ね終了しており、第2棟、第4棟は平成26年度に復旧する予定である。第5棟～第8棟については、大きな損傷はみられない。

また、固体廃棄物貯蔵庫の第1棟～第8棟のうち、第4棟～第8棟については遮蔽機能、第5棟～第8棟については耐震性を以下の工事計画認可申請書により確認している。

第1棟 建設時第17回工事計画認可申請書 (45公第3715号 昭和45年5月11日)

認可)

- 第2棟 建設時第19回工事計画認可申請書(47公第577号 昭和47年2月28日認可)
- 第3棟 建設時第15回工事計画認可申請書(48資庁第1626号 昭和48年10月22日認可)
- 第4棟 建設時第14回工事計画認可申請書(50資庁第12545号 昭和51年1月31日認可)
建設時第21回工事計画軽微変更届出書(総官第860号 昭和51年11月4日届出)
- 建設時第25回工事計画軽微変更届出書(総官第1293号 昭和52年2月7日届出)
- 第5棟 工事計画認可申請書(平成11・09・06資第11号 平成11年10月6日認可)
建設時第14回工事計画認可申請書(51資庁第11247号 昭和51年10月22日認可)
建設時第21回工事計画軽微変更届出書(総官第1341号 昭和52年2月15日届出)
- 第6棟 建設時第14回工事計画認可申請書(52資庁第2942号 昭和52年4月12日認可)
- 第7棟 工事計画認可申請書(55資庁第9548号 昭和55年8月28日認可)
工事計画軽微変更届出書(総文発官56第430号 昭和56年6月26日届出)
- 第8棟 工事計画認可申請書(56資庁第14021号 昭和56年11月30日認可)

(2) ドラム缶等仮設保管設備

固体廃棄物貯蔵庫外のドラム缶等仮設保管設備には、ドラム缶等の一部を仮置きする。

ドラム缶等仮設保管設備は、建築基準法に従い設計しており、法令で定められた風圧力や地震力の外力に耐えられる設計であり、鋼材フレームに防炎性膜材を張ったテント状の設備で、床面はコンクリートである。

また、ドラム缶等仮設保管設備からの放射線による作業員への被ばくを低減する観点から、仮置きするドラム缶の線量制限を表面線量率0.1mSv/h以下とし、保管エリアを区画するとともに、線量率の測定結果を表示し作業員に注意喚起する。

なお、ドラム缶等仮設保管設備に仮置きするドラム缶の仮置き期間は、平成24年12月から約3年間とし、仮置き後は固体廃棄物貯蔵庫(第1棟～第8棟)へ移動する。

(3) サイトバンカ

サイトバンカは、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～6号機で発生した原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等を保管する。ただし、サイトバンカに保管する前段階において、原子炉内で照射された使用

済制御棒、チャンネルボックス等は使用済燃料プールに貯蔵するか、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等は運用補助共用施設内の使用済燃料共用プールに貯蔵する。

また、構造強度及び耐震性については、以下の工事計画認可申請書等により確認している。

工事計画認可申請書（53 資庁第 7311 号 昭和 53 年 8 月 18 日認可）

工事計画軽微変更届出書（総文発官 53 第 994 号 昭和 53 年 11 月 4 日届出）

(4) 使用済樹脂、フィルタスラッジ、濃縮廃液（造粒固化体（ペレット））の貯蔵設備

使用済樹脂、フィルタスラッジ、濃縮廃液（造粒固化体（ペレット））の貯蔵設備は、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～5号機廃棄物処理建屋（廃棄物地下貯蔵設備建屋を含む）、6号機原子炉建屋付属棟、廃棄物集中処理建屋、運用補助共用施設内にある使用済樹脂貯蔵タンク、地下使用済樹脂貯蔵タンク、機器ドレン廃樹脂タンク、廃スラッジ貯蔵タンク、地下廃スラッジ貯蔵タンク、沈降分離タンク、造粒固化体貯槽等である。

現状において 1～4 号機廃棄物処理建屋及び廃棄物集中処理建屋設置分については、水没や汚染水処理設備の設置等により高線量となっており貯蔵設備へアクセスできないが、仮に放射性廃液等が漏えいしたとしても滞留水に対する措置により系外へ漏えいする可能性は十分低く抑えられている（I.2.3.7, II.2.6 参照）。

なお、点検が可能な液体廃棄物処理系または 5, 6 号機のタンク等について、定期に外観点検または肉厚測定等を行い、漏えいのないことを確認することにより、当該貯蔵設備の状態を間接的に把握する。

今後、滞留水の処理状況が進み、環境が改善されれば確認を実施していく。

6 号機原子炉建屋付属棟の地下を除いた 5 号機廃棄物処理建屋、6 号機原子炉建屋付属棟及び運用補助共用施設の貯蔵設備については、大きな損傷がないこと並びに工事計画認可申請書等により構造強度、耐震性及び建屋内壁による遮へい機能を確認している。

6 号機原子炉建屋付属棟の地下は、滞留水により没水しアクセスできないことから、貯蔵設備に対する滞留水の影響について確認しており（II.2.33 添付資料-3 参照），今後、滞留水の処理状況が進み、環境が改善されれば確認を実施していく。

主要な設備・機器について以下に示す。

a. 5 号機

(a) 廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂貯蔵タンク

工事計画認可申請書（57 資庁第 13908 号 昭和 57 年 11 月 9 日認可）

(b) 廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンク

工事計画認可申請書（57 資庁第 13908 号 昭和 57 年 11 月 9 日認可）

(c) 液体・固体廃棄物処理系浄化系スラッジ放出混合ポンプ

建設時第 3 回工事計画認可申請書（47 公第 11378 号 昭和 48 年 2 月 19 日認可）

建設時第 9 回工事計画変更認可申請書（49 資庁第 15900 号 昭和 50 年 3 月 10 日認可）

建設時第23回工事計画変更認可申請書（52資庁第519号 昭和52年3月1日認可）

(d) 液体・固体廃棄物処理系浄化系スラッジブースタポンプ

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

建設時第23回工事計画変更認可申請書（52資庁第519号 昭和52年3月1日認可）

(e) 液体・固体廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサーボポンプ

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

建設時第23回工事計画変更認可申請書（52資庁第519号 昭和52年3月1日認可）

建設時第28回工事計画軽微変更届出書（総官第303号 昭和52年5月30日届出）

(f) 液体・固体廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

(g) 液体・固体廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第8回工事計画軽微変更届出書（総官第534号 昭和49年7月29日届出）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

建設時第23回工事計画変更認可申請書（52資庁第519号 昭和52年3月1日認可）

(h) 液体・固体廃棄物処理系機器ドレン系廃スラッジサーボタンク

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第4回工事計画軽微変更届出書（総官第1375号 昭和49年1月30日届出）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

(i) 液体・固体廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサーボタンク

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第4回工事計画軽微変更届出書（総官第1375号 昭和49年1月30日届出）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

(j) 液体・固体廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンク

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第4回工事計画軽微変更届出書（総官第1375号 昭和49年1月30日届出）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

(k) 液体・固体廃棄物処理系廃スラッジ貯蔵タンク

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

(l) 液体・固体廃棄物処理系フェイズセパレータ

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

建設時第4回工事計画軽微変更届出書（総官第1375号 昭和49年1月30日届出）

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）

(m) 廃棄物地下貯蔵設備建屋

工事計画認可申請書（57資庁第13908号 昭和57年11月9日認可）

(n) 廃棄物処理建屋内壁

建設時第30回工事計画軽微変更届出書（総官第961号 昭和52年10月8日届出）

b. 6号機

(a) 液体固体廃棄物処理系原子炉浄化系フィルタスラッジ貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

(b) 液体固体廃棄物処理系機器ドレンフィルタスラッジ貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

(c) 液体固体廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

(d) 液体固体廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

建設時第7回工事計画変更認可申請書（51資庁第9100号 昭和51年10月8日認可）

(e) 廃棄物処理建屋内壁

建設時第16回工事計画認可申請書（53資庁第5742号 昭和53年6月27日認可）

(5) 覆土式一時保管施設

一時保管エリアの中に設置する覆土式一時保管施設には、瓦礫類を一時保管することができる。

覆土式一時保管施設は、線量低減対策として覆土による遮蔽機能を有する一時保管施設である。

覆土式一時保管施設は、地面を掘り下げ、底部にベントナイトシート、遮水シート、保護土を設置し、瓦礫類を収納して上から保護シート、緩衝材、遮水シート、土で覆う構造である。遮水シートにより雨水等の浸入を防止し、飛散、地下水汚染を防止する。また、保管施設内に溜まった水をくみ上げる設備を設ける。

なお、覆土式一時保管施設に用いる遮水シートは、覆土の変形並びに地盤変状に追従できるよう、引張伸び率が大きいものを使用する。

覆土による遮蔽機能が万が一損傷した場合には、損傷の程度に応じて、遮蔽の追加、施設の修復や瓦礫類の取り出しを行う。

(6) 伐採木一時保管槽

一時保管エリアの中に設置する伐採木一時保管槽には、伐採木を一時保管することができる。

伐採木一時保管槽は、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽である。火災に対しては、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例を考慮している。

伐採木一時保管槽は、擁壁または築堤等にて保管槽を設置し、収納効率を上げるために伐採木（枝葉根）を減容し保管槽に収納して、保護シート、土、遮水シートで覆う構造である。また、伐採木（枝葉根）は、保管中の腐食による沈下を考慮する。

なお、伐採木一時保管槽に用いる遮水シートは、覆土の変形に追従できるよう、引張伸び率が大きいものを使用する。

覆土による遮蔽機能が万が一損傷した場合には、損傷の程度に応じて、遮蔽の追加、保管槽の修復や伐採木の取り出しを行う。

(7) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、固体廃棄物貯蔵庫第8棟の西側に位置する鉄筋コンクリート造で、平面が約124m（東西方向）×約48m（南北方向）、地上高さが約9mの建物及び平面が約27m（東西方向）×約26m（南北方向）、地上高さが約15mの建物から成り、共に地上2階、地下2階である。

1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等、瓦礫類及び雑固体廃棄物焼却設備より発生する焼却灰を一時保管する。

瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。

放射性固体廃棄物等からの放射線に対し、放射線業務従事者等を保護するため、また、敷地周辺の線量を達成できる限り低減するため、コンクリート製の壁及び天井により遮蔽を行う。

2.10.2 基本仕様

2.10.2.1 主要仕様

(1) 固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）（1～6号機共用）

棟数：8

容量：約284,500本（ドラム缶相当）

(2) ドラム缶等仮設保管設備

大きさ：幅約13m×奥行約39m

高さ：約6m

設置個数：4

(3) サイトバンカ（1～6号機共用）

基数：1

容量：約4,300m³

(4) 仮設保管設備

a . 一時保管エリア A 1 (テント)

大きさ : 幅約 33m × 奥行約 51m

高さ : 約 16m

設置個数 : 1

b . 一時保管エリア A 2 (テント)

大きさ : 幅約 51m × 奥行約 51m

高さ : 約 16m

設置個数 : 1

(5) 覆土式一時保管施設

大きさ : 約 80m × 約 20m

高さ : 約 5m (最大)

設置個数 : 4

保管容量 : 約 4000m³/箇所

上部 : 覆土 (厚さ 1m 以上), 遮水シート, 緩衝材, 保護シート

底部, 法面部 : 保護土, 遮水シート, ベントナイトシート

(6) 伐採木一時保管槽

大きさ : 1 槽あたり, 200m² 以内

高さ : 約 3m

保管容量 : 1 槽あたり, 約 600m³ 以内

上部 : 遮水シート, 覆土 (厚さ 0.5m 以上), 保護シート

槽間の離隔距離 : 2m 以上

(7) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟 (1~6号機共用)

大きさ：約124m（東西方向）×約48m（南北方向），地上高さ約9m

約27m（東西方向）×約26m（南北方向），地上高さ約15m

棟数：1

容量：ドラム缶約110,000本相当（約61,300m³）

補助遮へい：

種類		主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料
補助遮へい 固体廃棄物貯蔵庫第9棟	貯蔵室	天井※ (地下2階)	300	自然 冷却 普通コンクリート (密度2.1g/cm ³ 以上)
		北壁 (地下1階)	650	
		西壁 (地下1階)	650	
		南壁 (地下1階)	600	
		天井※ (地下1階)	300	
		北壁 (1階)	650	
		西壁 (1階)	650	
		南壁 (1階)	500	
		天井※ (1階)	300	
		北壁 (2階)	400	
		西壁 (2階)	400	
		南壁 (2階)	200	

※ 天井は、施工方法により一部微小の窪みが発生する。

種類		主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料	
補助遮へい 固体廃棄物貯蔵庫第9棟	ハンドリングエリア	天井※ (地下2階)	600	自然 冷却	普通コンクリート (密度 2.1g/cm ³ 以上)
		北壁 (地下1階)	600		
		北壁 (1階)	600		
		西壁 (1階)	300		
		南壁 (1階)	300		
		北壁 (2階)	300		
		西壁 (2階)	300		
		南壁 (2階)	300		
	排気機械室	北壁 (屋上階)	300		
		西壁 (屋上階)	300		
		南壁 (屋上階)	300		
		天井※ (屋上階)	300		

※ 天井は、施工方法により一部微小の窪みが発生する。

2.10.3 添付資料

- 添付資料－1 今後3年間の想定発生量と保管容量の比較
- 添付資料－2 覆土式一時保管施設の主要仕様
- 添付資料－3 覆土式一時保管施設の仕様と安全管理
- 添付資料－4 伐採木一時保管槽の主要仕様
- 添付資料－5 伐採木一時保管槽の仕様と安全管理
- 添付資料－6 放射性固体廃棄物等の管理施設設置工程
- 添付資料－7 放射性固体廃棄物等の管理施設に係る確認項目
- 添付資料－8 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の全体概要図
- 添付資料－9 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図
- 添付資料－10 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の構造強度に関する検討結果
- 添付資料－11 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
- 添付資料－12 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
- 添付資料－13 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の火災防護に関する説明書並びに消火設備の取付箇所を明示した図面
- 添付資料－14 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいの放射線の遮へい及び熱除去についての計算書
- 添付資料－15 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいに関する構造図
- 添付資料－16 固体廃棄物貯蔵庫第9棟に係る確認事項

表2. 10-1 一時保管エリア一覧

エリア名称	保管物
固体廃棄物貯蔵庫	瓦礫類
一時保管エリア A 1	瓦礫類
一時保管エリア A 2	瓦礫類
一時保管エリア B	瓦礫類
一時保管エリア C	瓦礫類
一時保管エリア D	瓦礫類
一時保管エリア E 1	瓦礫類
一時保管エリア E 2	瓦礫類
一時保管エリア F 1	瓦礫類
一時保管エリア F 2	瓦礫類
一時保管エリア G	伐採木（枝葉根）
一時保管エリア H	伐採木（枝葉根・幹根）
一時保管エリア I	伐採木（幹根）
一時保管エリア J	瓦礫類
一時保管エリア L	瓦礫類
一時保管エリア M	伐採木（幹根）
一時保管エリア N	瓦礫類
一時保管エリア O	瓦礫類
一時保管エリア P 1	瓦礫類
一時保管エリア P 2	瓦礫類
一時保管エリア Q	瓦礫類
一時保管エリア R	伐採木（枝葉根）
一時保管エリア S	伐採木（枝葉根）
一時保管エリア T	伐採木（枝葉根）
一時保管エリア U	瓦礫類
一時保管エリア V	伐採木（枝葉根・幹根）
一時保管エリア W	瓦礫類



図2. 10-1 一時保管エリア配置図

添付資料－1

今後3年間の想定発生量と保管容量の比較

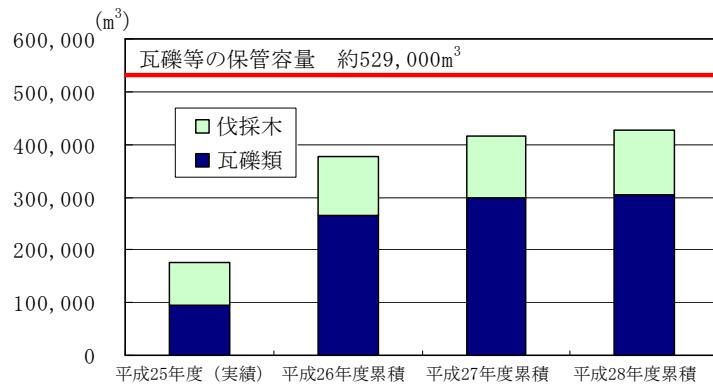


図-1 瓦礫等の想定発生量と保管容量の比較

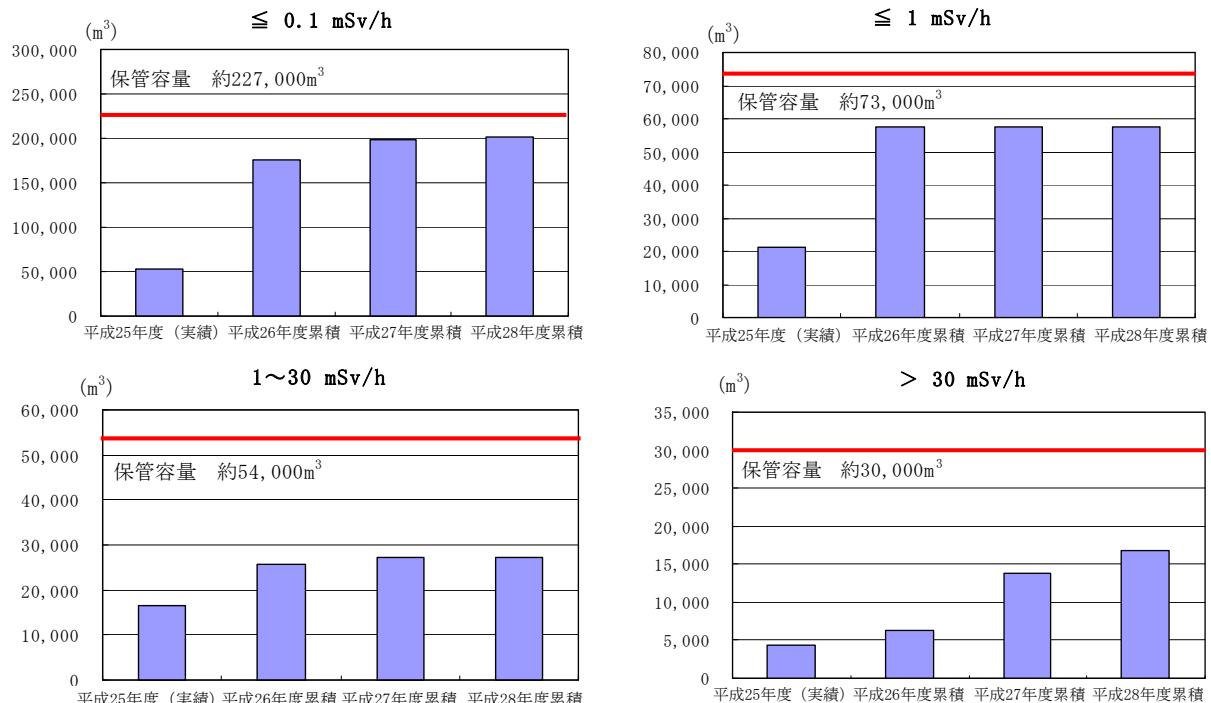


図-2 瓦礫類の線量区分毎の想定発生量と保管容量の比較

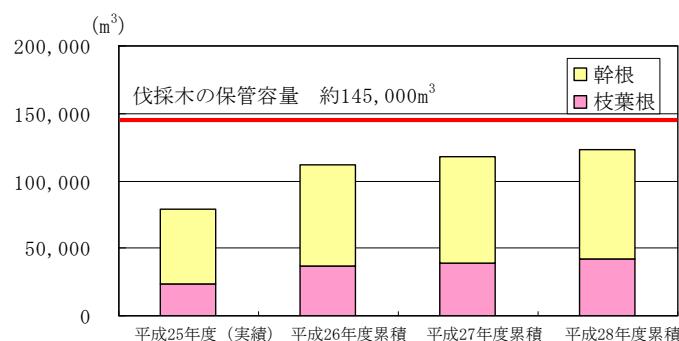


図-3 伐採木の想定発生量と保管容量の比較

表－1 想定発生量の内訳（瓦礫等）

	瓦礫類	伐採木	合 計
平成25年度（実績）	95, 300	79, 300	174, 600
平成26年度累積	265, 100	112, 300	377, 400
平成27年度累積	297, 300	117, 600	414, 900
平成28年度累積	303, 300	122, 900	426, 200
保管容量 (m ³)	383, 300	145, 400	528, 700

表－2 想定発生量の内訳（瓦礫類線量区分）

線量区分 (mSv/h)	≤ 0.1	≤ 1	1 ~ 30	> 30	合 計
平成25年度（実績）	53, 200	21, 200	16, 600	4, 300	95, 300
平成26年度累積	175, 500	57, 400	25, 900	6, 300	265, 100
平成27年度累積	198, 600	57, 700	27, 200	13, 800	297, 300
平成28年度累積	201, 600	57, 700	27, 200	16, 800	303, 300
保管容量 (m ³)	226, 750	72, 600	53, 650	30, 300	383, 300

覆土式一時保管施設の主要仕様

大きさ：約 80m × 約 20m

高さ：約 5m (最大)

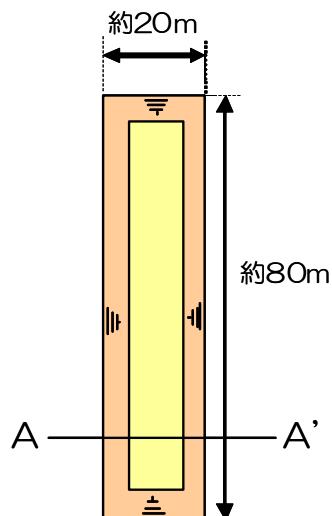
設置個数：4

保管容量：約 4,000m³/箇所

上部：覆土（厚さ 1m 以上），遮水シート，緩衝材，保護シート

底部，法面部：保護土，遮水シート，ベントナイトシート

平面図



A-A' 断面図

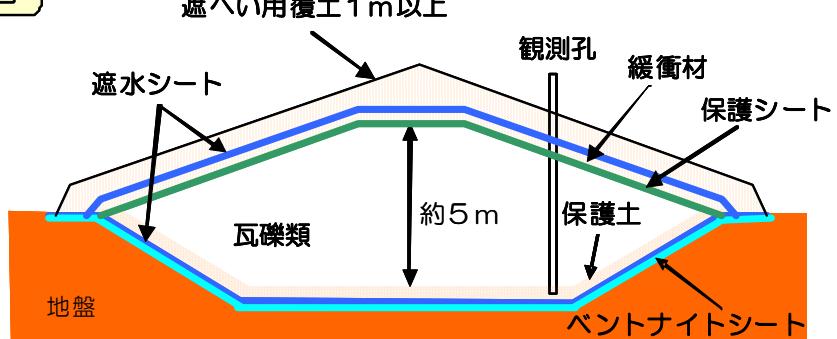


図 覆土式一時保管施設概略図

覆土式一時保管施設の仕様と安全管理

	瓦礫類搬入時	瓦礫類搬入後 保管状態
飛散抑制対策	・搬入した瓦礫類は、仮設テントで覆い飛散を抑制する。	・瓦礫類の搬入が全て終了した後は、上に遮水シート ^{※1} を敷設し、さらに覆土し飛散を抑制する。
雨水等の浸入防止、地下水汚染防止対策	・底部にベントナイトシート、遮水シート ^{※1} を敷設し、その上に遮水シート ^{※1} を保護するための土を敷く。 ・底面には、縦断勾配を設ける。槽内の最も低い位置には観測孔を設け、孔の底部には釜場を設置する。 ・雨水や地下水が槽内に浸入した場合には、観測孔から水を回収し、保管または処理を実施する。	・瓦礫類の搬入が全て終了した後は、上に遮水シート ^{※1} を敷設し、さらに覆土し雨水等の流入を防止する。
	・瓦礫類の搬入時は、仮設テントで覆いをして、瓦礫類に雨がかかるないようにする。	・瓦礫類の搬入が全て終了した後は、覆土する。覆土の厚さは搬入時とあわせて1m以上とする。
保管管理	・観測孔を用いて定期的に槽内の水位計測を行い、槽内に雨水や地下水が浸入していないことを確認する。 ・施設の周辺の空間線量率、空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、線量率測定結果を表示する。 ・地下水の放射能濃度を定期的に測定する。 ・外観確認により、覆土の状態など施設に異常がないことを確認する。 ・施設の保管量を確認する。 ・一時保管エリアに柵かロープ等により区画を行い、関係者以外の立ち入りを制限する。	
異常時の措置	・地震や大雨等に起因した覆土のすべりや陥没による遮蔽機能の低下など施設の保管状態に異常が認められた場合には、損傷の程度に応じて遮蔽の追加、施設の修復や瓦礫類の取り出しを行う。	

※1：遮水シート

(1)耐久性

遮水シートの耐久性に関して、最も影響が大きい因子は紫外線の暴露であるが、本施設では覆土により直接紫外線を受けない環境下にあることから、長期の耐久性を期待できる。

本施設で使用する HDPE シート（高密度ポリエチレン）は、耐候性試験 5000 時間（自然暴露で約 15 年に相当）で 80%以上の強度を持つことが規定されている¹⁾。

また、ポリエチレンの耐放射線性については、 10^5Gy 程度までは良好な耐放射線性を有すると報告されている²⁾。今回、一時保管する瓦礫類の放射線量率は最大 30mSv/h 程度（約 30mGy/h ）であることから、十分長い期間について、放射線による遮水シートの劣化が表れることはないと考えられる。

遮水シートの耐久性については、熱安定性、耐薬品性等についても品質上の規定が設けられており¹⁾、いずれの項目についても基準を満足することを確認した。

(2)施工時の品質確認

シート施工の際、以下に示す試験によりシートの品質確認を行う。

a. 加圧試験（シート自動溶着部の水密性の確認）

シートの自動溶着部全数に対して、加圧試験を実施し、漏気がなく、圧力低下率が 20% 以下であることを確認する。

b. 負圧試験（シート手溶着部の水密性の確認）

シートの手溶着部全数に対して、負圧試験を実施し、気泡が発生しないことを確認する。

c. スパーク試験（シート母材の水密性の確認）

シート全面に対して、スパーク試験を実施し、スパークが発生しないことを確認する。

1)出典：日本遮水工協会ホームページ（遮水シート日本遮水工協会自主基準）

2)出典：先端材料シリーズ 照射効果と材料 日本材料学会編 （図 3.12 種々の高分子材料における耐放射線性の比較）

伐採木一時保管槽の主要仕様

大きさ：1槽あたり、 200m^2 以内

高さ：約3m

保管容量：1槽あたり、約 600m^3 以内

上部：遮水シート、覆土（厚さ0.5m以上）、保護シート

槽間の離隔距離：2m以上

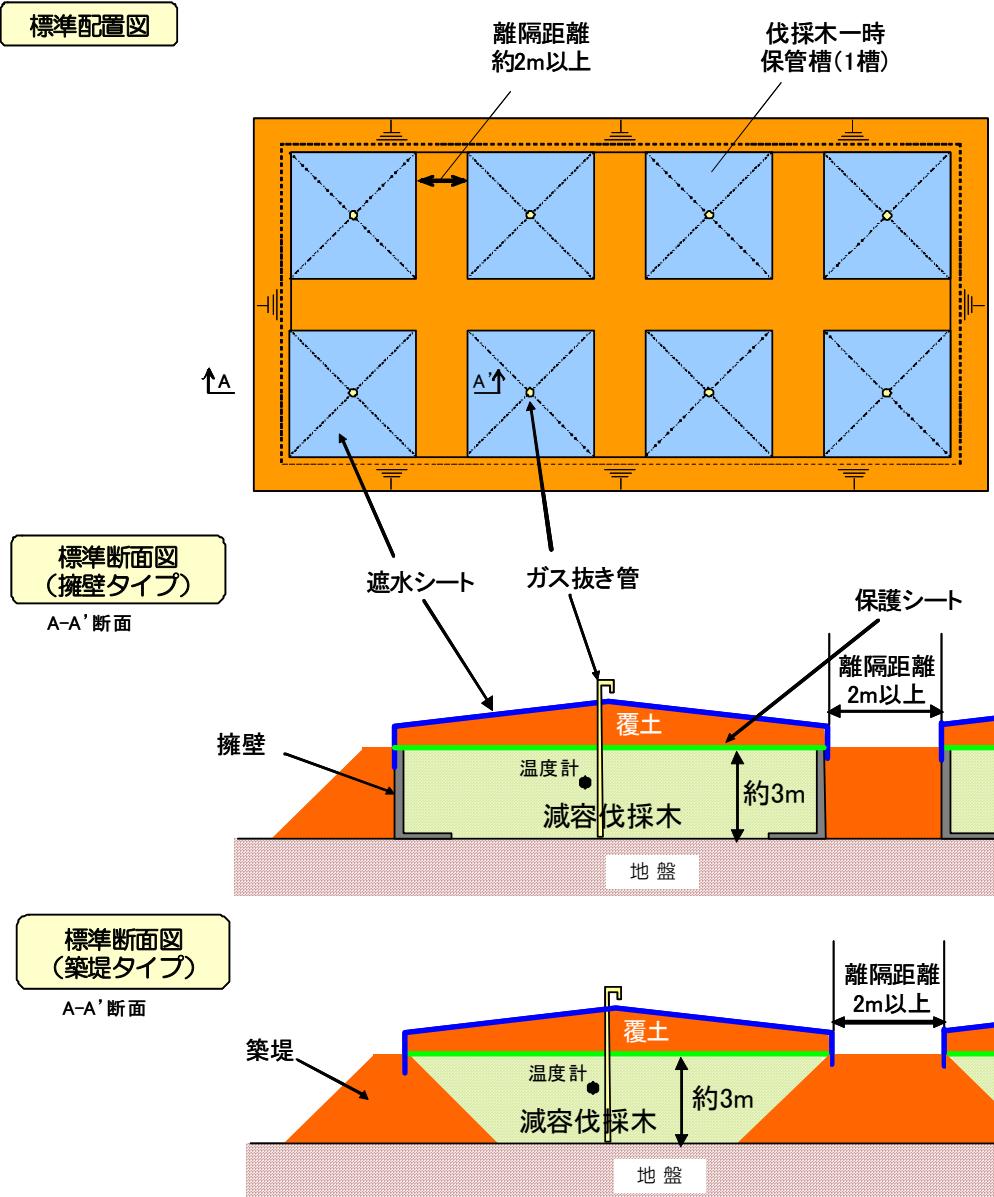


図 伐採木一時保管槽概略図

なお、保管槽の配置および形状は、現地の地形状況に応じて可能な限り効率的に配置する計画としているため、概略図通りとならない場合がある。

伐採木一時保管槽の仕様と安全管理

飛散抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> 減容した伐採木に覆土し、飛散を抑制する。
防火対策	<ul style="list-style-type: none"> 減容した伐採木に覆土後、遮水シート^{※1}を敷設することにより、雨水等の流入の防止、空気中の酸素供給を抑制し、減容した伐採木の発酵発熱を抑制する。 1槽あたりの設置面積を200m²以内とし、各保管槽との間に2m以上の離隔距離をとることにより、火災時の延焼を防止する。 覆土することによって、もらい火、不審火を防ぐ構造とする。 温度測定により保管槽内の状態を監視する。
遮蔽対策	<ul style="list-style-type: none"> 減容した伐採木を覆土する。
保管管理	<ul style="list-style-type: none"> 保管槽の周辺の空間線量率、空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、線量率測定結果を表示する。 外観確認により、遮水シートに破損や覆土の異常な沈下がないことを確認する。 保管槽の保管量を確認する。 一時保管エリアに柵かロープ等により区画を行い、関係者以外の立ち入りを制限する。 温度測定により保管槽内の状態を監視する。
異常時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 地震や大雨等に起因した覆土のすべりや陥没による遮蔽機能の低下など保管槽に異常が認められた場合には、異常の程度に応じて、保管槽の修復を行う。 保管槽内において異常な温度上昇が認められた場合には、冷却等の措置を行う。

※1：遮水シートは、瓦礫類の覆土式一時保管施設と同等の品質である。

放射性固体廃棄物等の管理施設設置工程

設備	平成26年					平成27年							平成28年							平成29年												
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
覆土式一時保管施設						3槽目、4槽目設置																										
伐採木一時保管槽						伐採木一時保管槽設置、伐採木搬入																										
固体廃棄物貯蔵庫第9棟						固体廃棄物貯蔵庫第9棟設置																										

放射性固体廃棄物等の管理施設に係る確認項目

放射性固体廃棄物等の管理施設の工事に係る主要な確認項目を表－1，表－2に示す。

表－1 覆土式一時保管施設の工事に係る確認項目

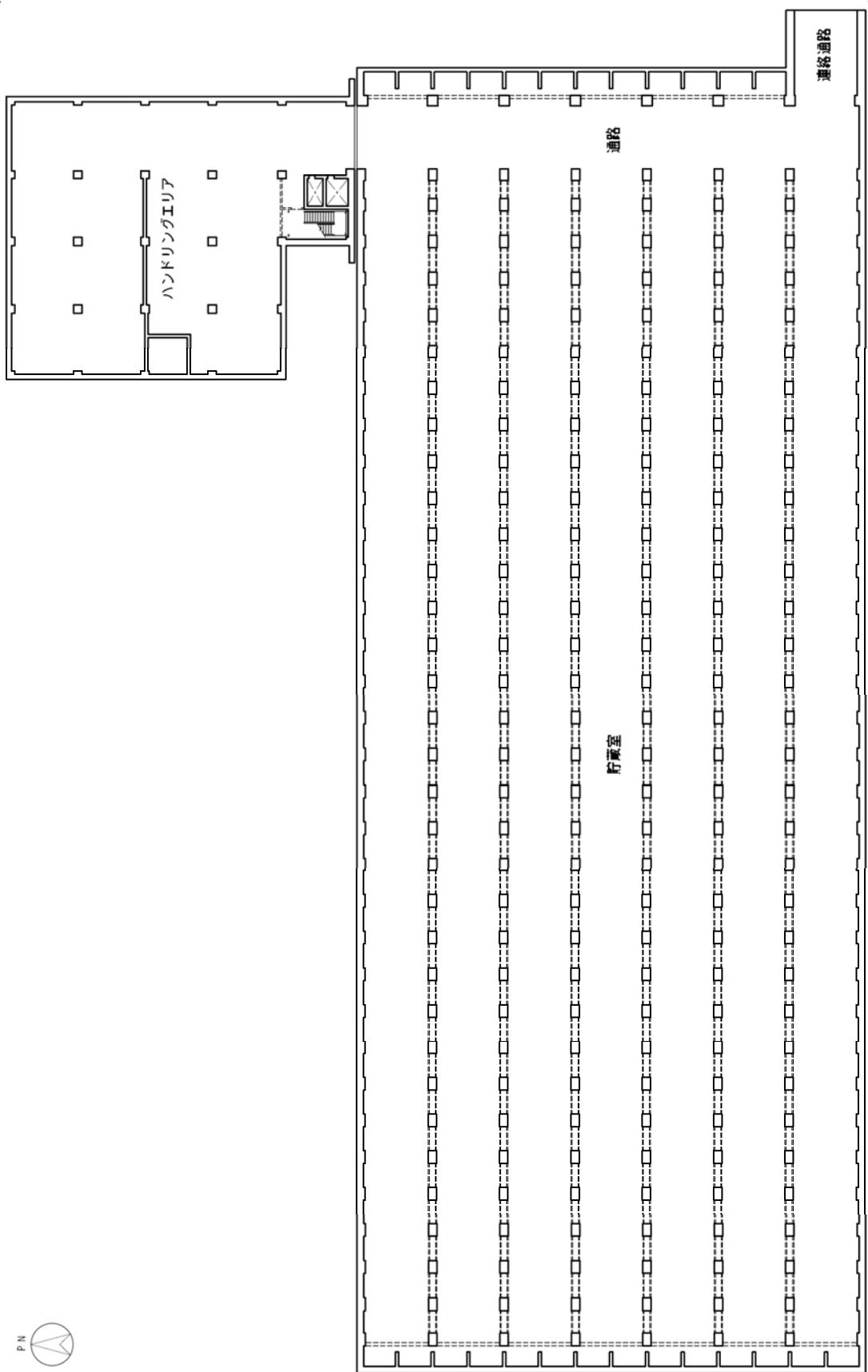
確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
遮へい機能	寸法確認	実施計画に記載されている覆土の厚さを確認する。	覆土厚さ1m以上であること。
遮水機能	材料確認	実施計画に記載されている遮水シートの材料を確認する。	実施計画のとおりであること。
	施工確認	実施計画に記載されている遮水シートの施工状態を確認する。	実施計画のとおりであること。
保管容量	寸法確認	実施計画に記載されている保管容量であることを確認する。	約4,000m ³ ／箇所であること。
性能	外観確認	実施計画に記載されている覆土の状態など施設に異常がないことを確認する。	覆土表面に亀裂や陥没がなく平滑であること。

表－2 伐採木一時保管槽の工事に係る確認項目

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
遮へい機能	寸法確認	実施計画に記載されている覆土の厚さを確認する。	覆土厚さ0.5mまたは0.7m以上であること。
防火対策	材料確認	実施計画に記載されている遮水シートを確認する。	実施計画のとおりであること。
	施工確認	実施計画に記載されている遮水シートの施工状態を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載されている保管槽の面積と高さ、離隔距離を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・1槽あたり、200m²以内 ・高さ約3m ・槽間の離隔距離2m以上
	外観確認	実施計画に記載されている防火対策設備（ガス抜き管、温度計）が設置されていることを確認する。	ガス抜き管、温度計が設置されていること。
保管容量	寸法確認	実施計画に記載されている保管容量であることを確認する。	1槽あたり、約600m ³ 以内であること。
性能	外観確認	実施計画に記載されている遮水シートに破損や覆土の異常な沈下がないことを確認する。	遮水シートに破損がなく、覆土表面に亀裂や陥没がなく平滑であること。

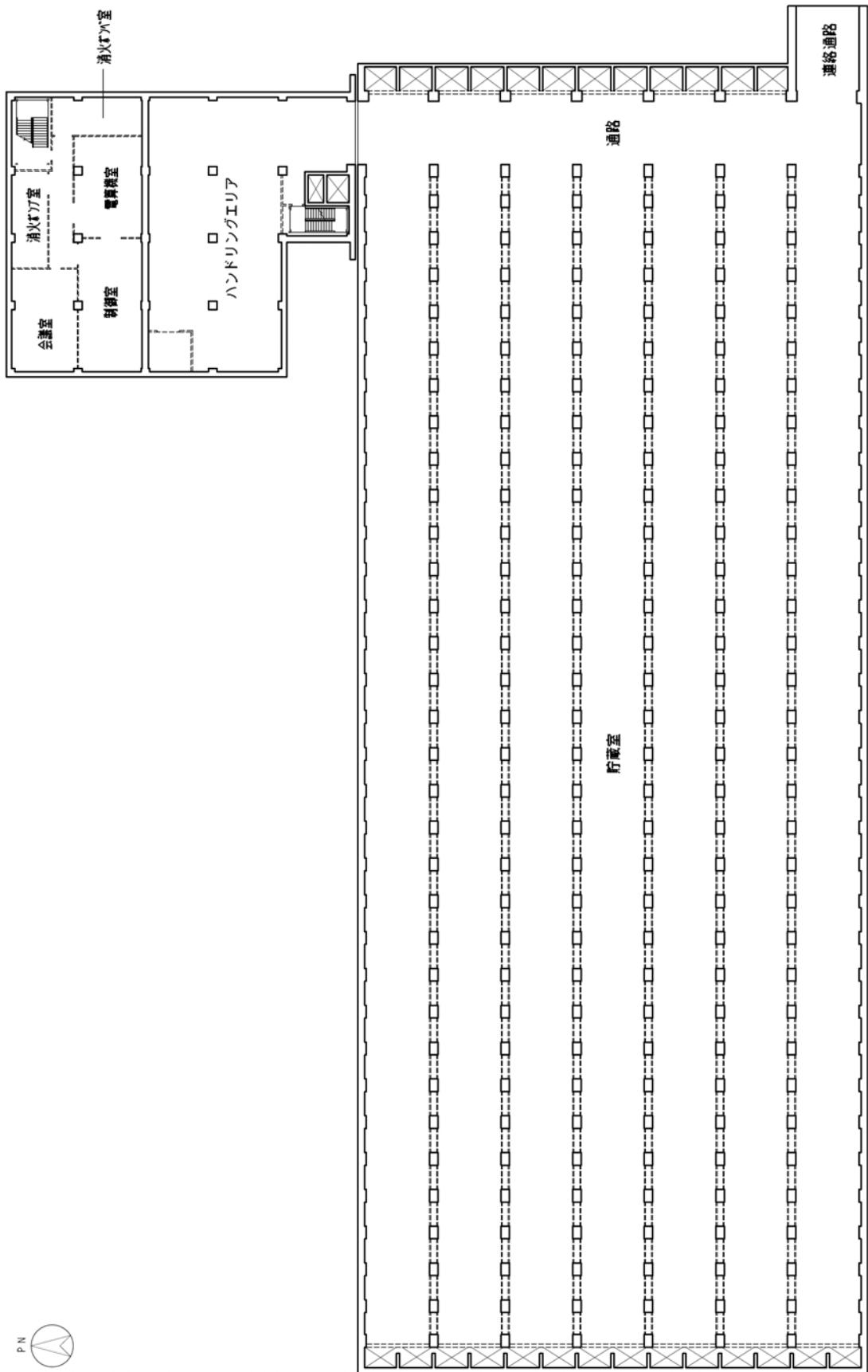


図－1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の全体概要図



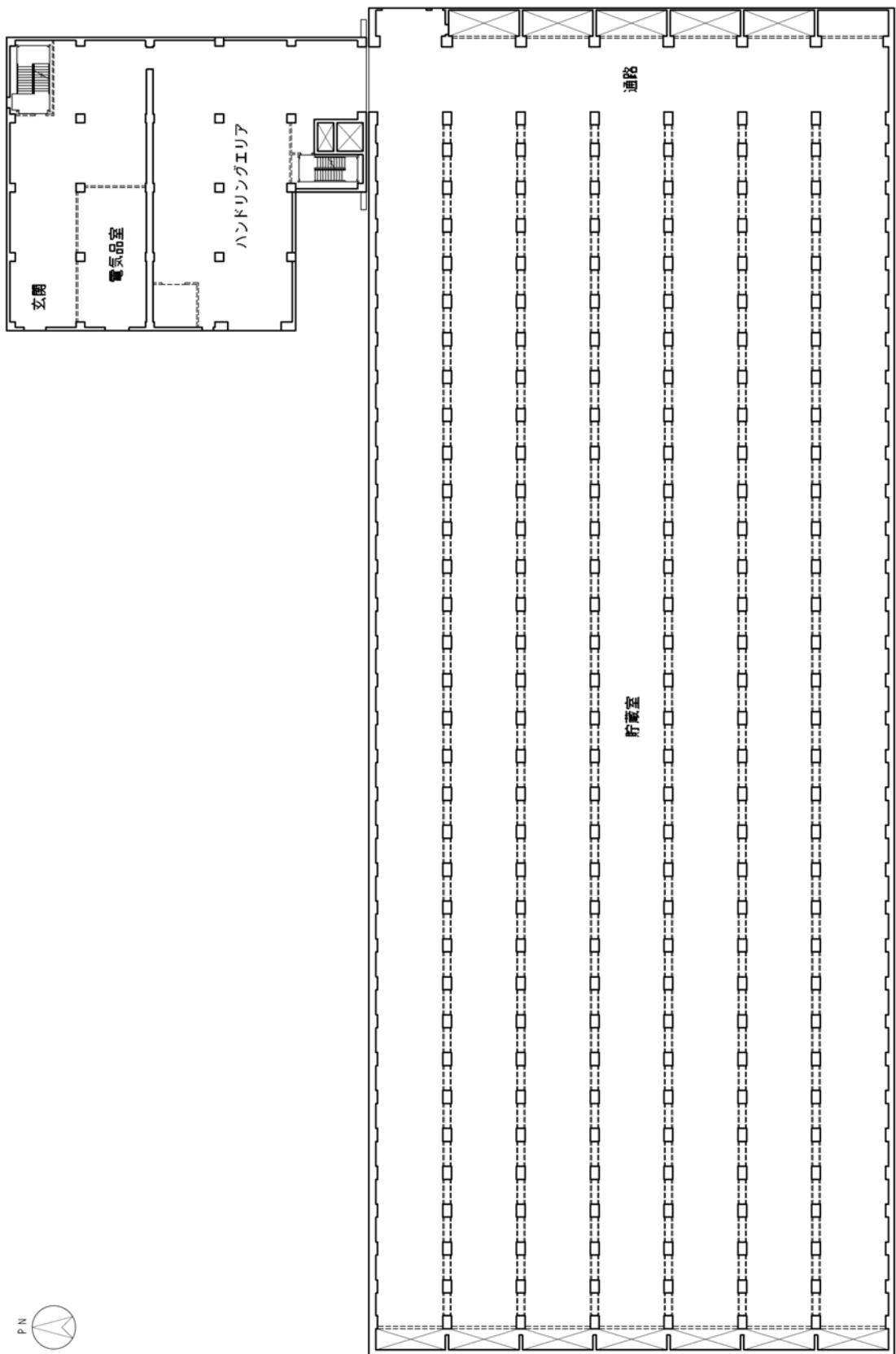
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階

図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図（1／5）



固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階

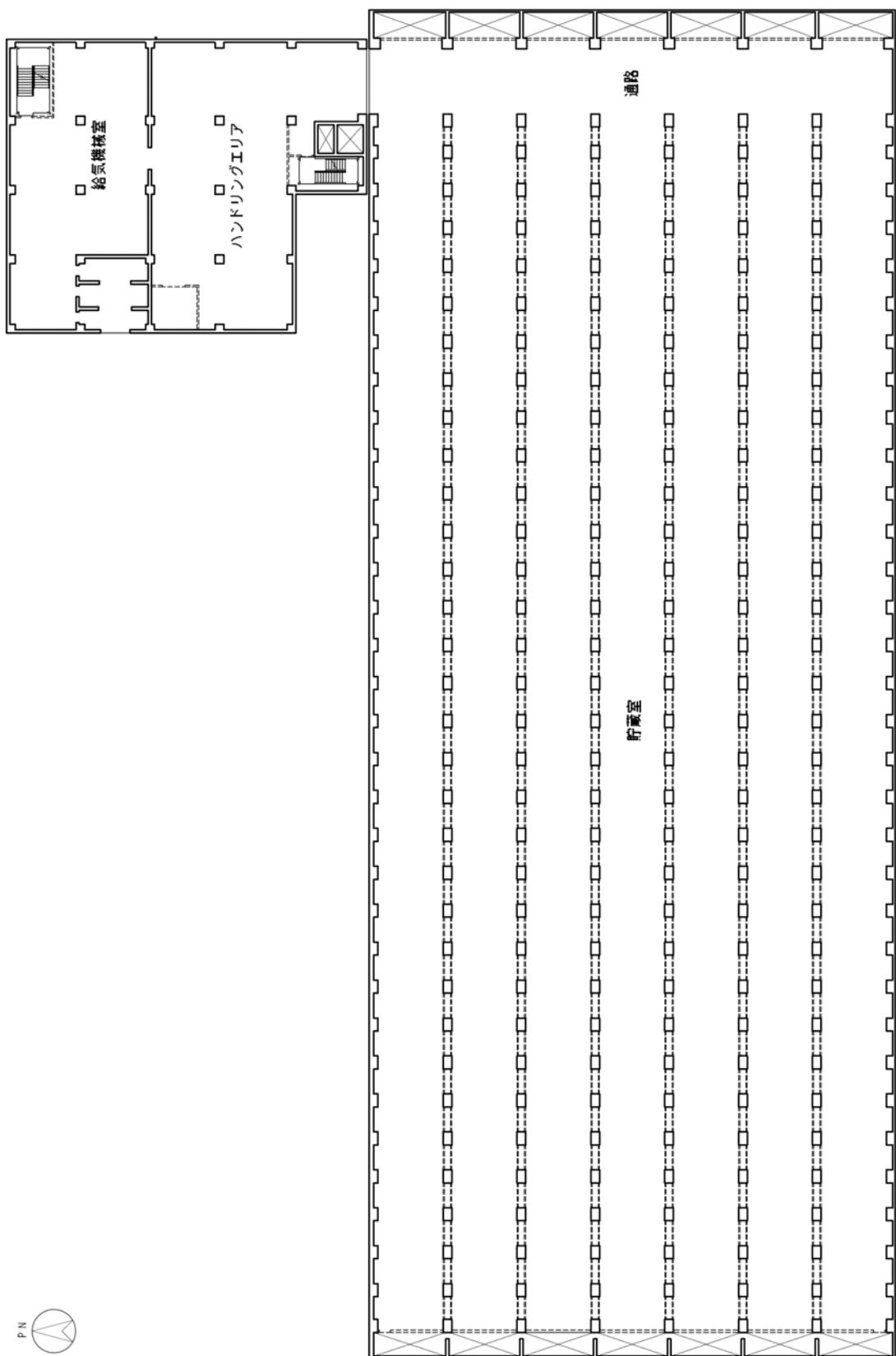
図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (2/5)

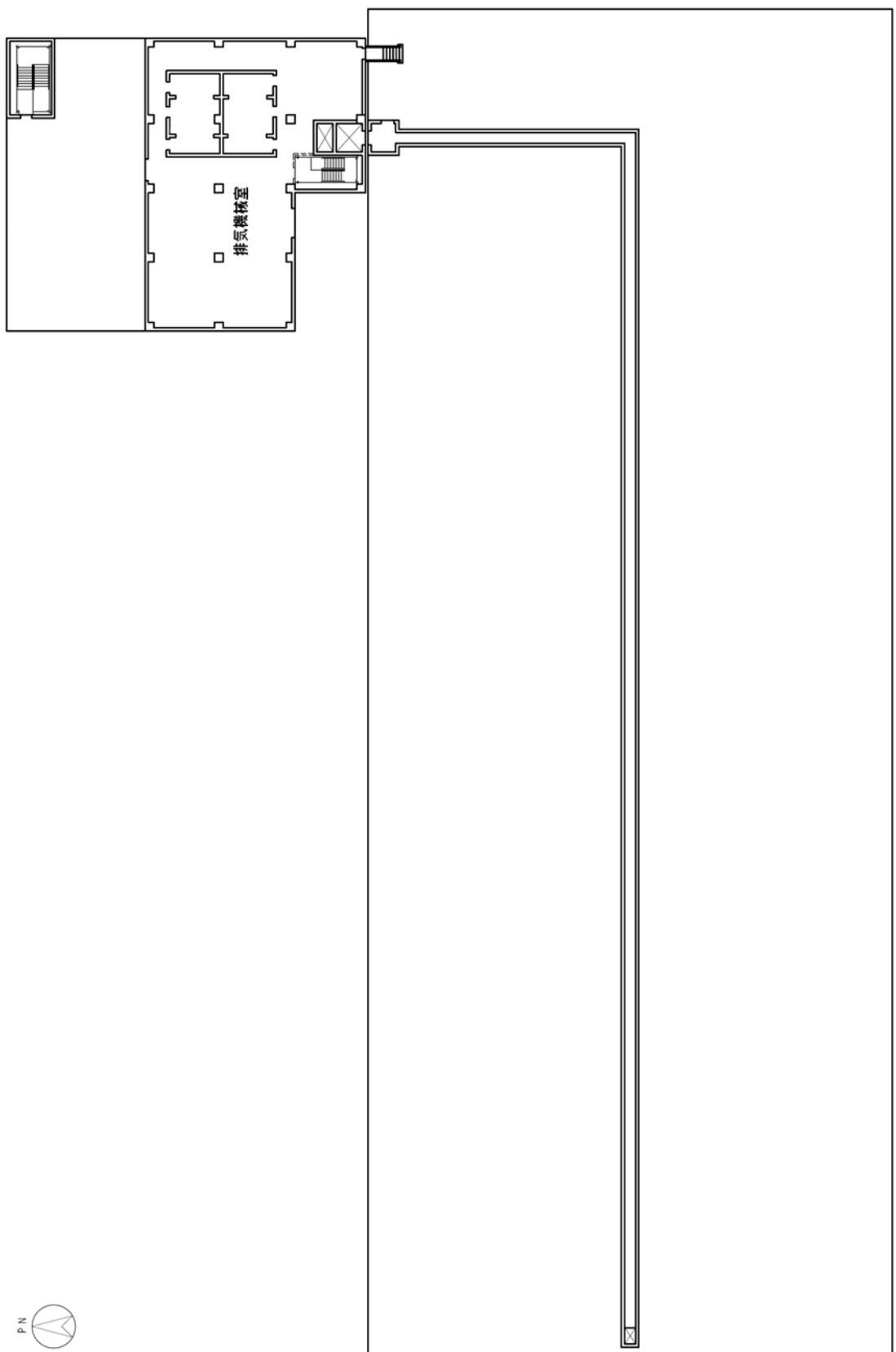


II-2-10-添 9-3

固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図（3／5）

図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図（3／5）





II-2-10-添 9-5

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階

図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟 平面図 (5/5)

添付資料－10

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の構造強度に関する検討結果

固体廃棄物貯蔵庫第9棟を構成する貯蔵庫棟及び付帯設備棟は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」のCクラス相当の建物と位置づけられるため、耐震Cクラスとしての評価を実施した。

1. 貯蔵庫棟の耐震性評価

1.1 評価方針

貯蔵庫棟は、鉄筋コンクリート造の地下2階地上2階で、平面が 124.6m (EW) × 47.75m (NS) であり、地上高さは 9.1m である。

貯蔵庫棟は、杭を介して G.L. -21m～-18m に位置する富岡層（泥岩）に支持させる。貯蔵庫棟の杭配置図、平面図及び断面図を図-1～図-8 に示す。

貯蔵庫棟に加わる地震時の水平力は、耐震壁及び柱とはりからなるラーメン構造で負担する。耐震性の評価は、地震層せん断力係数として $1.0 \cdot C_i$ を採用した場合の当該部位の応力に対して行う。貯蔵庫棟の評価手順を図-9 に示す。

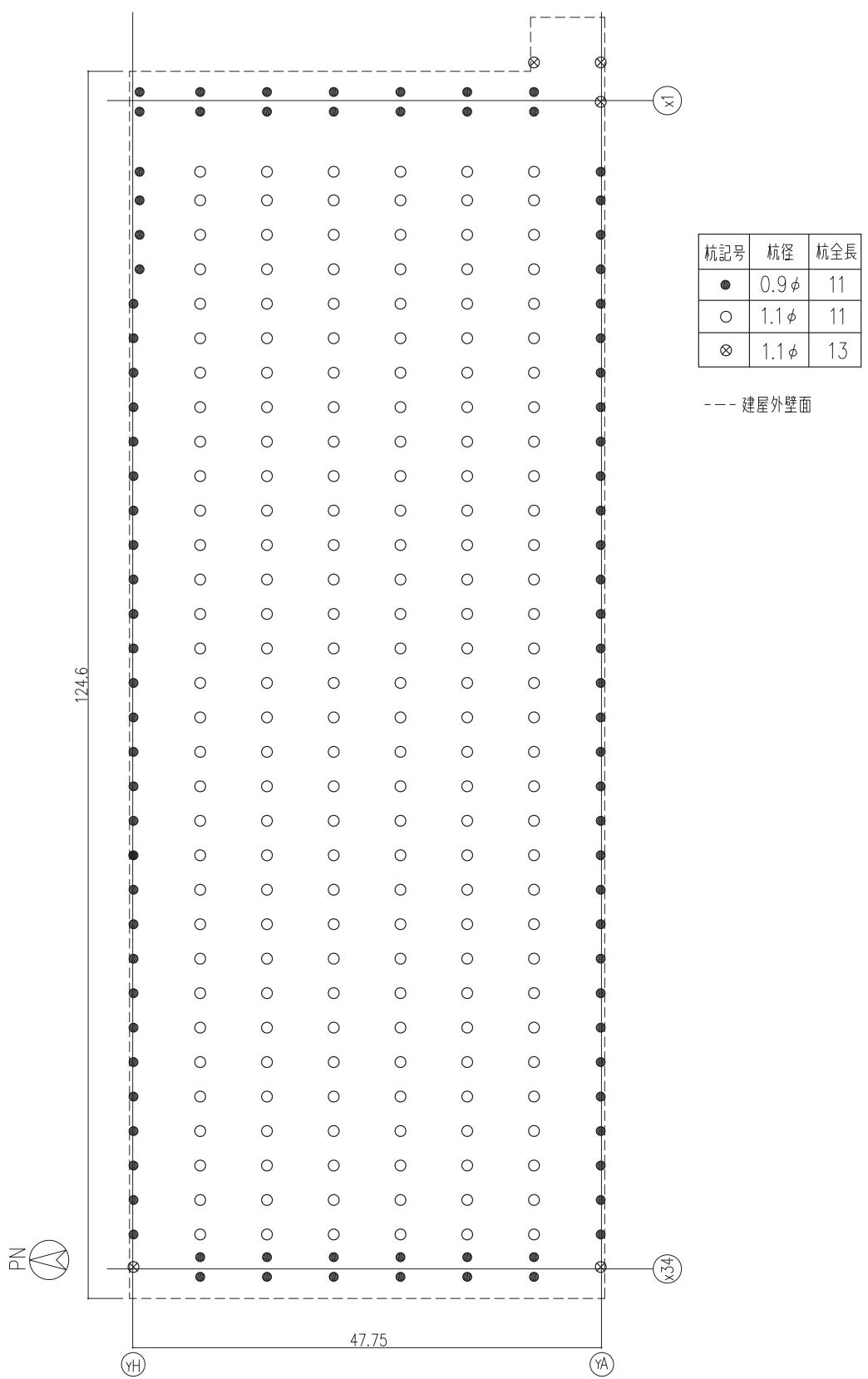


図-1 杭配置図 (G.L.-11.0) (単位: m)

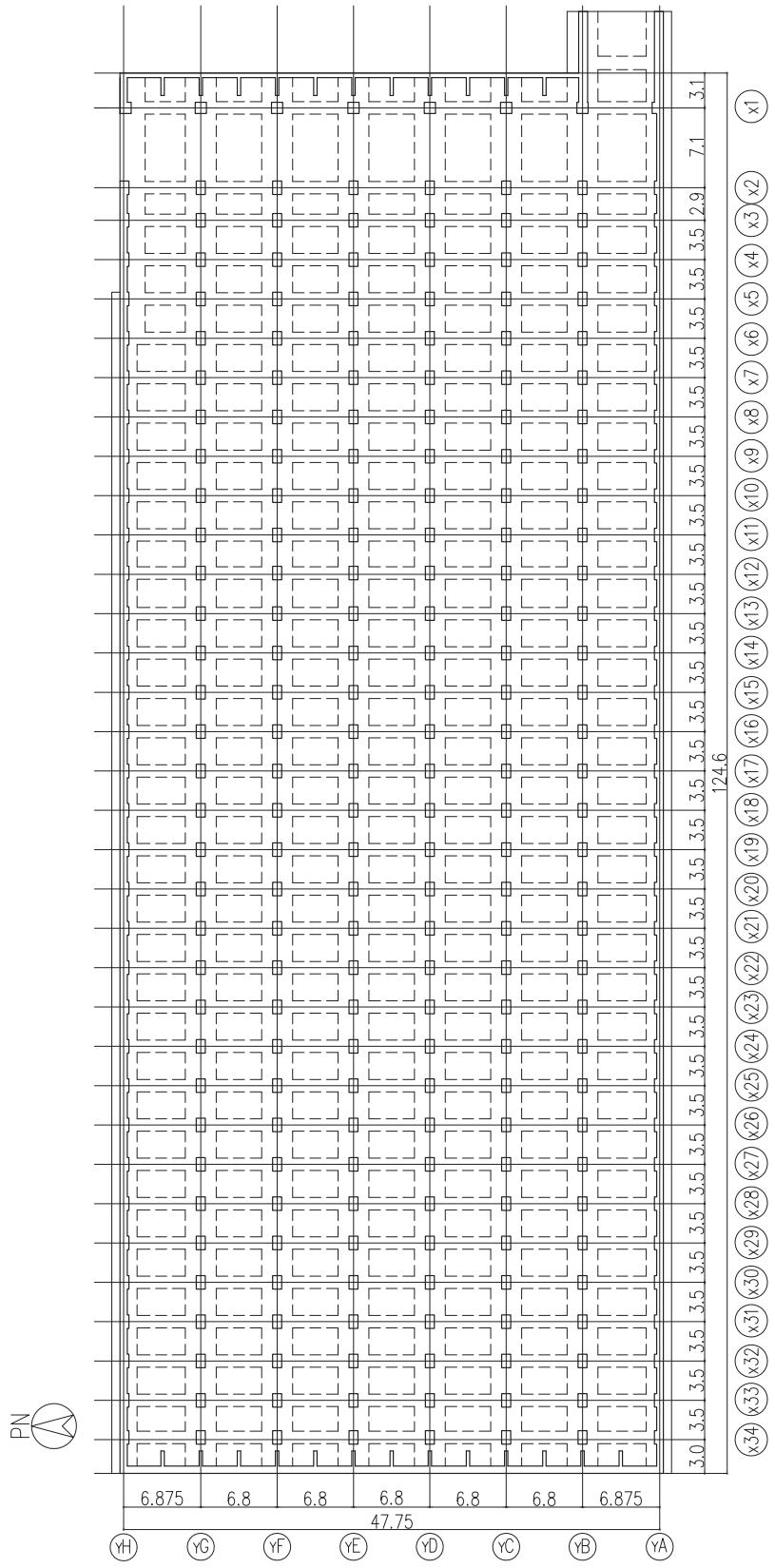


図-2 地下2階平面図 (G. L. -8.7) (単位:m)

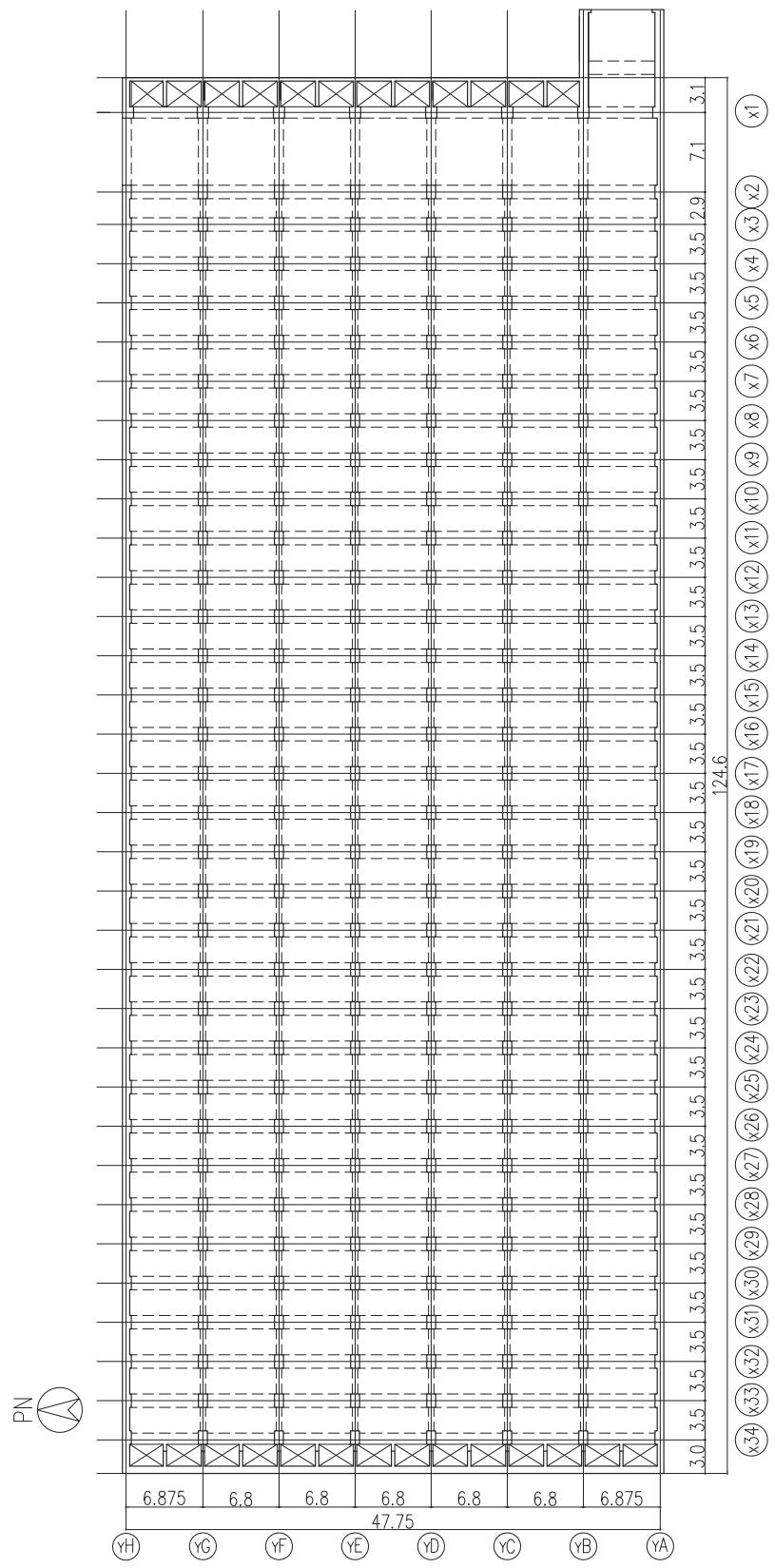


図-3 地下1階平面図 (G. L. -4. 2) (単位: m)

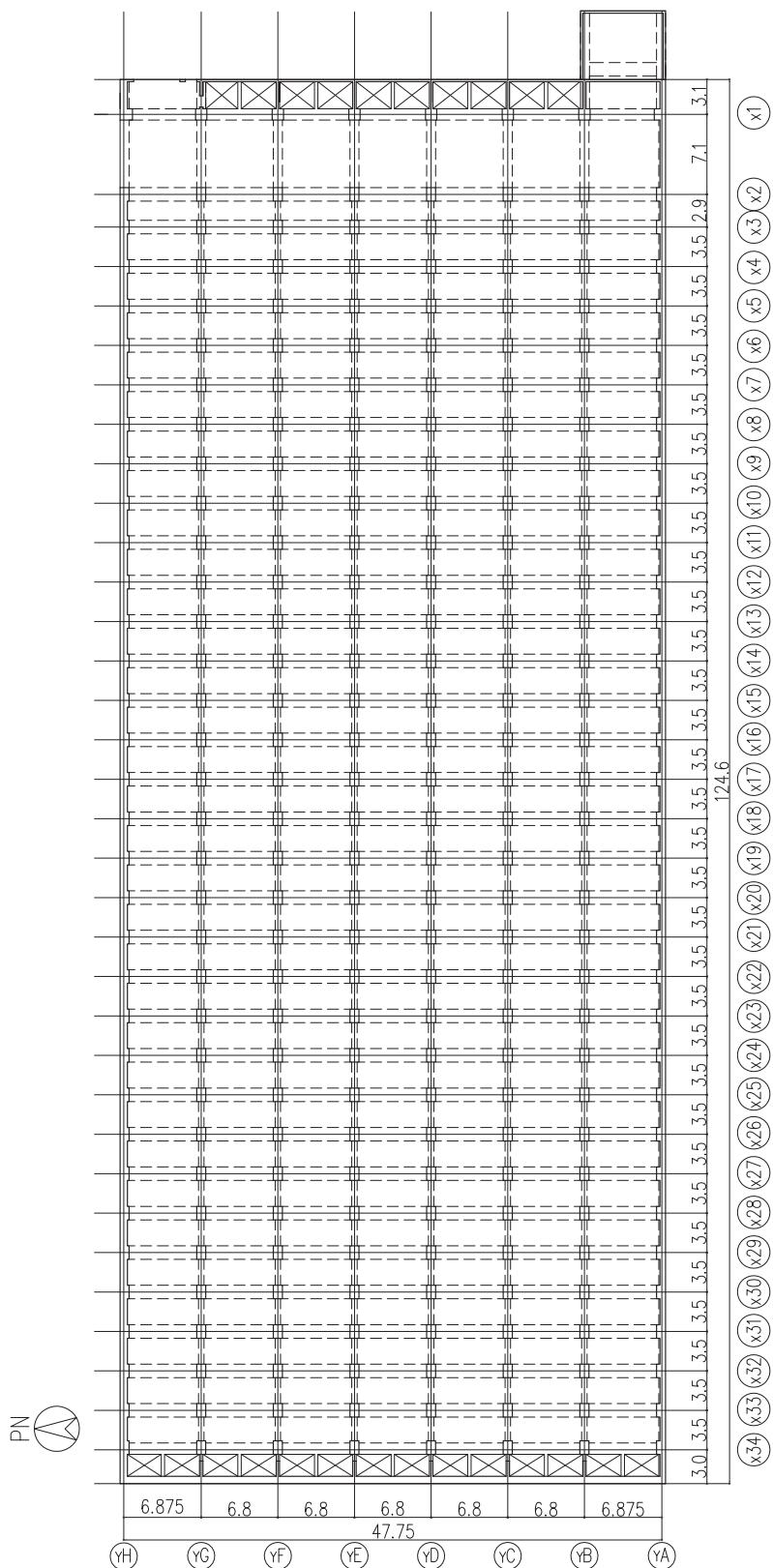


図-4 地上1階平面図 (G. L. +0.3) (単位:m)

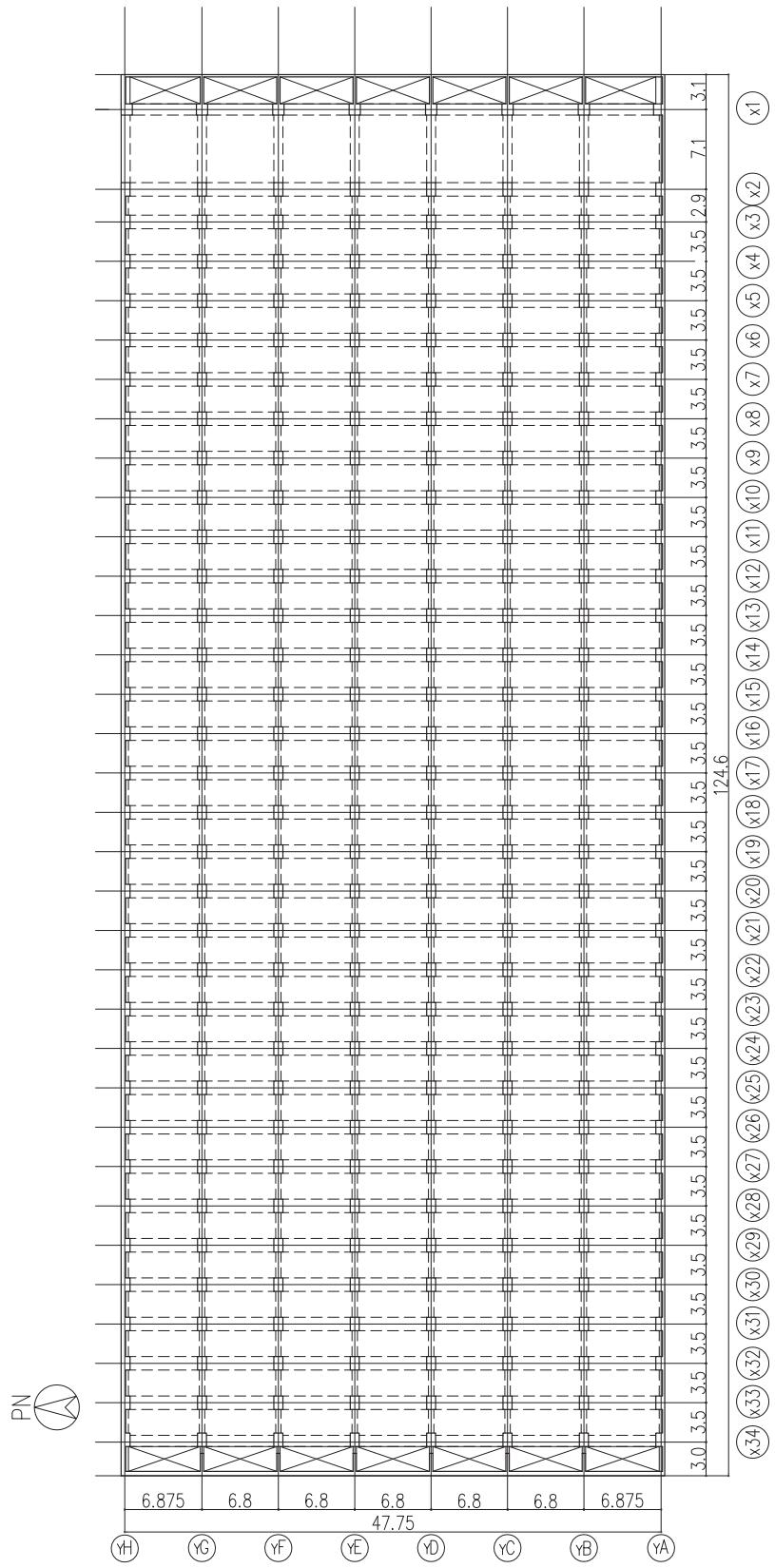


図-5 地上2階平面図 (G. L.+4.7) (単位:m)

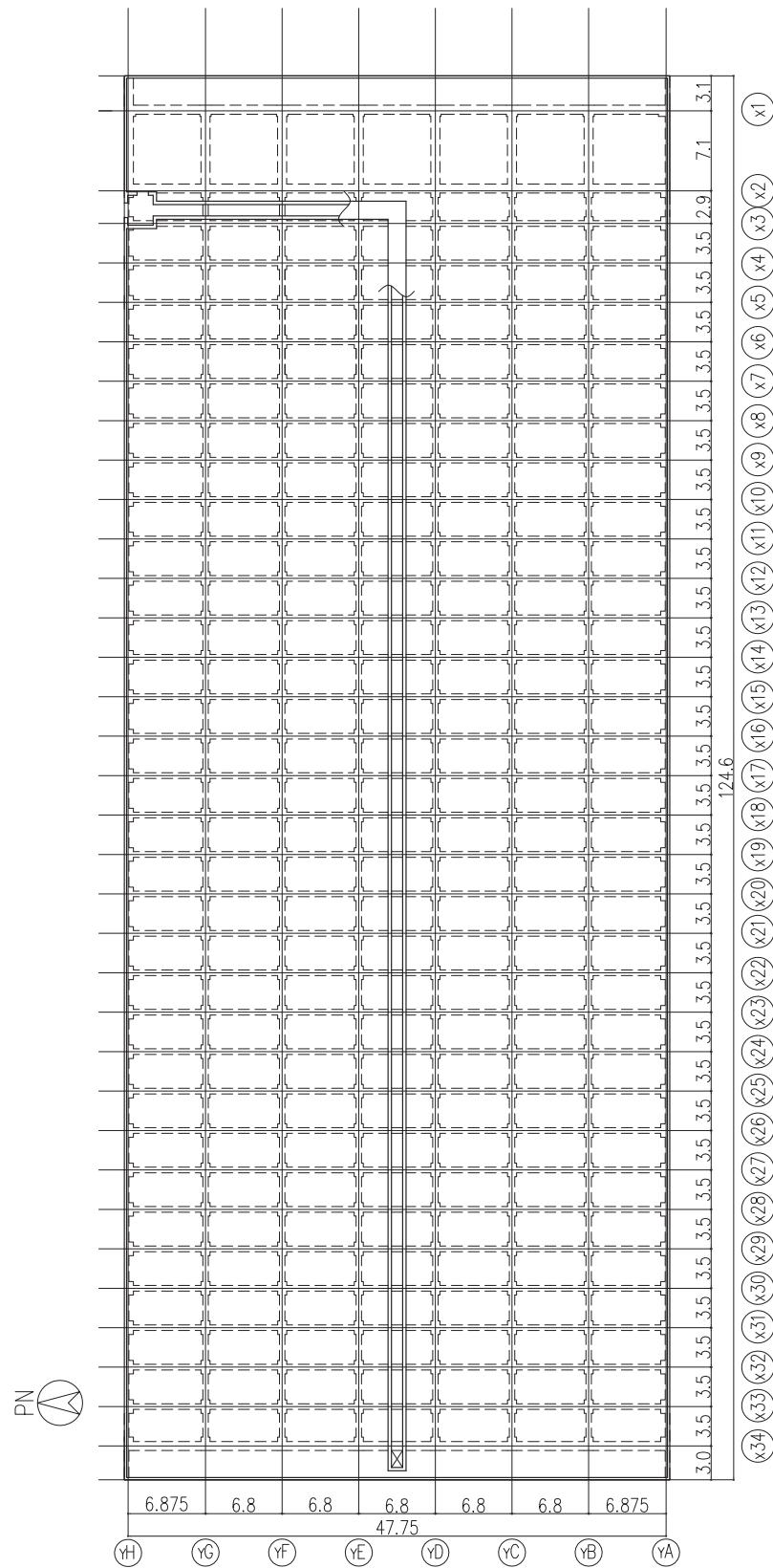


図-6 屋上階平面図 (G. L. +9.1) (単位: m)

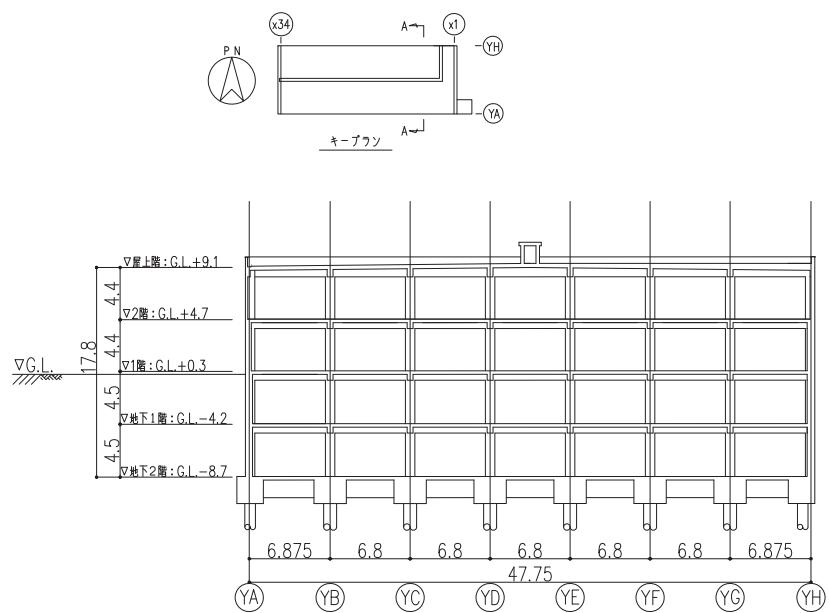


図-7 A-A断面図 (単位:m)

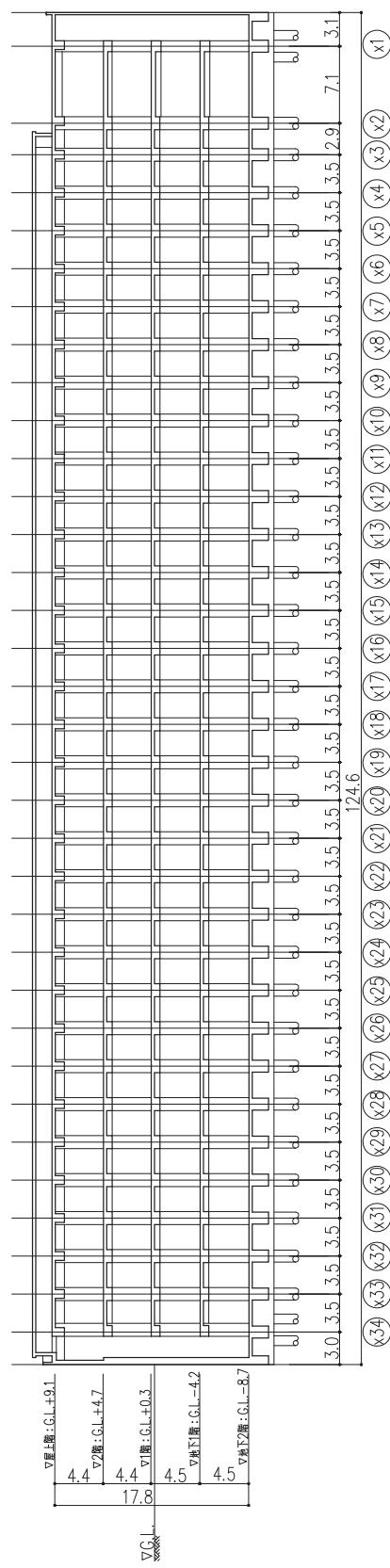
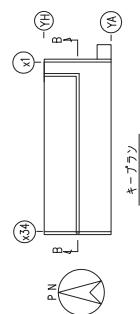


図-8 B-B断面図 (単位:m)

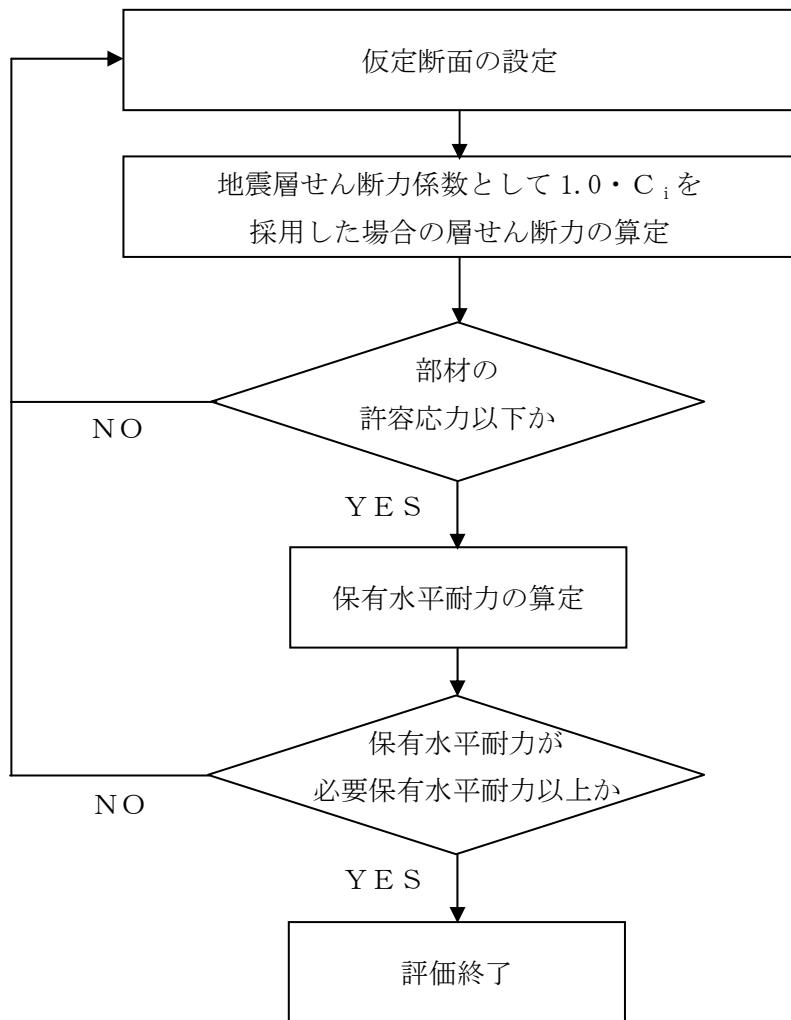


図-9 Cクラス施設としての建屋の耐震安全性評価手順

1.2 評価条件

1.2.1 使用材料並びに材料の許容応力度

貯蔵庫棟に用いる材料のうち、コンクリートは普通コンクリートとし、設計基準強度 F_c は 36N/mm^2 とする。鉄筋は SD295A, SD345 及び SD390 とする。杭は既製杭とし、杭径は 900ϕ 及び 1100ϕ とする。

各使用材料の許容応力度及び杭の許容支持力を表-1～表-3に示す。

表-1 コンクリートの許容応力度*

(単位 : N/mm^2)

	長 期		短 期	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
$F_c = 36$	12	0.85	24	1.28

*：日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

表-2 鉄筋の許容応力度*

(単位 : N/mm^2)

	長 期		短 期	
	引張及び圧縮	せん断補強	引張及び圧縮	せん断補強
SD295A	195	195	295	295
SD345	D25 以下	215	195	345
	D29 以上	195		
SD390	D25 以下	215	195	390
	D29 以上	195		

*：日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

表-3 杭の許容支持力*

(単位 : kN/本)

杭径 (mm)	杭長(m)	長期	短期
900ϕ	11	5040	10080
1100ϕ	11	7170	14340
1100ϕ	13	7540	15080

*：許容支持力の算定方法は、別添-1による。

1.2.2 荷重及び荷重の組合せ

1.2.2.1 荷重

設計で考慮する荷重を以下に示す。

(1) 鉛直荷重 (V L)

鉛直荷重は、固定荷重、機器荷重、配管荷重及び積載荷重とする。

(2) 積雪荷重 (S N L)

積雪荷重は、建築基準法施行令第 86 条、福島県建築基準法施行規則細則第 19 条に準拠し以下の条件とする。

- ・積雪量 : 30 cm
- ・単位荷重 : 20 N/m²/cm

(3) 風荷重 (W L)

風荷重は、建築基準法施行令第 87 条、建設省告示第 1454 号に基づく速度圧及び風力係数を用いて算定する。

- ・基準風速 : 30 m/s
- ・地表面粗度区分 : II

(4) 地震荷重 (S E L)

地震荷重は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に準拠し、算定する際の基準面を地盤面として算定する。地上部分の水平地震力は下式により算定する。

$$Q_i = n \cdot C_i \cdot W_i$$
$$C_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

ここで、

- Q_i : 地上部分の水平地震力 (kN)
n : 施設の重要度分類に応じた係数 ($n = 1.0$)
 C_i : 地震層せん断力係数
 W_i : 当該層以上の重量 (kN)
 Z : 地震地域係数 ($Z = 1.0$)
 R_t : 振動特性係数 ($R_t = 1.0$)
 A_i : 地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数
 C_0 : 標準せん断力係数 ($C_0 = 0.2$)

地下部分の水平地震力は、下式により算定する。

$$P_k = n \cdot k \cdot W_k$$

ここで、

P_k : 地下部分の水平地震力 (kN)

n : 施設の重要度分類に応じた係数 ($n = 1.0$)

k : 水平震度 ($k = 0.1$)

W_k : 当該部分の固定荷重、機器荷重、配管荷重及び積載荷重の和 (kN)

水平地震力の算定結果を表-4 に示す。

表-4 水平地震力の算定結果

G. L. (m)	当該層以上の重量W _i (kN)	地震層せん断力係数 1.0・C _i	設計用地震力 (kN)
+9.10	105200	0.280	29500
+4.70	405200	0.200	81100
+0.30	710900	0.157 (k=0.1) *	111700
-4.20	1020800	0.140 (k=0.1) *	142600
-8.70			

* : () 内は地下部分の水平震度を示す。

1.2.2.2 荷重の組合せ

荷重の組合せについて表-5に示す。

表-5 荷重の組合せ

荷重状態	荷重ケース	荷重の組合せ	許容応力度
常時	A	V L ^{※1}	長期
積雪時	B	V L + S N L	
地震時	C 1	V L + S E L (W→E 方向) ^{※2}	短期
	C 2	V L + S E L (E→W 方向) ^{※2}	
	C 3	V L + S E L (S→N 方向) ^{※2}	
	C 4	V L + S E L (N→S 方向) ^{※2}	

※1：鉛直荷重（V L）は固定荷重、機器荷重、配管荷重及び積載荷重を加え合わせたものである。

※2：風荷重（WL）は地震荷重（S E L）に比べて小さいため、荷重の組合せにおいては地震荷重よって代表させる。

1.3 評価結果

上部構造の応力解析は、耐震壁及び柱とはりからなるラーメン構造部を置換した立体モデルにより行う。

1.3.1 耐震壁の評価結果

検討により求められた耐震壁の作用応力を許容応力と比較し、検定比が最大となる部位を表-6に示す。

これより、耐震壁の作用応力は、許容応力以下であることを確認した。

表-6 耐震壁の作用応力と許容応力

検討箇所	断面	荷重 ケース	作用応力 (kN)	許容応力 (kN)	検定比
地下1階YH通り X17～X18通り間	壁厚650mm タテ、ヨコ共 内側D16@200 外側D19@200	地震時 C 1	1878	3283	0.58

1.3.2 ラーメン構造部の評価結果

検討により求められたラーメン構造部の作用応力を許容応力と比較し、検定比が最大となる部位を表-7及び表-8に示す。

これより、各部材の作用応力は、許容応力以下であることを確認した。

表-7 大ばりの作用応力と許容応力

検討箇所	断面(単位:mm)	荷重ケース	応力	作用応力	許容応力	検定比
地下1階 YC通り X33～X34 通り間	B×D =500×800 主筋上端 6-D32 主筋下端 3-D32 あばら筋 3-D16@125	常時 A	曲げモーメント	242 kN・m	274 kN・m	0.89
			せん断力	322 kN	457 kN	0.71
屋上階 X3通り YD～YE 通り間	B×D =500×800 主筋上端 5-D29 主筋下端 3-D29 あばら筋 3-D13@200	地震時 C 3	曲げモーメント	491 kN・m	723 kN・m	0.68
			せん断力	335 kN	440 kN	0.77

表-8 柱の作用応力と許容応力

検討箇所	断面(単位:mm)	荷重ケース	応力	作用応力	許容応力	検定比
地下2階 X34/YC 通り	B×D =800×1200 主筋 32-D38 帯筋 2-D16@100	常時 A	曲げモーメント	1500 kN・m	2370 kN・m	0.64
			せん断力	395 kN	637 kN	0.63
地下2階 X3/YF 通り	B×D =1200×800 主筋 18-D38 帯筋 7-D13@100	地震時 C 3	曲げモーメント	1375 kN・m	2638 kN・m	0.53
			せん断力	957 kN	1688 kN	0.57

1.3.3 杭の評価結果

検討により求められた杭に作用する鉛直力と許容支持力を比較し、検定比が最大となる部位を表-9に示す。

これより、杭の鉛直力が許容支持力以下であることを確認した。

表-9 杭の鉛直力と許容支持力

検討箇所	断面	荷重ケース	鉛直力(kN)	許容支持力(kN)	検定比
X34/YE通り	杭径 900mm	常時 A	4152	5040	0.83
X8/YH通り	杭径 900mm	地震時 C 3	5119	10080	0.51

また、杭の作用応力を許容応力と比較し、検定比が最大となる部位を表-10に示す。

これより、杭の作用応力が許容応力以下であることを確認した。

表-10 杭の作用応力と許容応力

検討箇所	断面	荷重ケース	応力	作用応力	許容応力	検定比
X1/YH通り	杭径 900mm	地震時 C 4	曲げモーメント	1035kN・m	3320 kN・m	0.32
			せん断力	563 kN	3391 kN	0.17

1.4 保有水平耐力の検討

保有水平耐力 (Q_u) が、必要保有水平耐力 ($Q_{u n}$) 以上であることを確認する。

各層の保有水平耐力は、建築基準法・同施行令第 82 条の 3 及び平成 19 年国土交通省告示第 594 号に基づき算出する。各層の必要保有水平耐力と保有水平耐力の算定結果を表-1-1 に示す。

これより、貯蔵庫棟は必要保有水平耐力の 1.20 倍以上の保有水平耐力を有していることを確認した。

表-1-1 必要保有水平耐力と保有水平耐力の比較

(1) EW 方向

G. L. (m)	必要保有水平耐力 $Q_{u n}$ (kN)	保有水平耐力 Q_u (kN)	安全余裕 $\frac{Q_u}{Q_{u n}}$
+4.70～+9.10	81070	98641	1.21
+0.30～+4.70	222860	271164	1.21
-4.20～+0.30	306955	373487	1.21
-8.70～-4.20	392150	477148	1.21

(2) NS 方向

G. L. (m)	必要保有水平耐力 $Q_{u n}$ (kN)	保有水平耐力 Q_u (kN)	安全余裕 $\frac{Q_u}{Q_{u n}}$
+4.70～+9.10	58960	70968	1.20
+0.30～+4.70	162080	195089	1.20
-4.20～+0.30	223240	268705	1.20
-8.70～-4.20	285200	343284	1.20

以上のことから、貯蔵庫棟の耐震安全性は確保されているものと評価した。

2. 付帯設備棟の耐震性評価

2.1 評価方針

付帯設備棟は、鉄筋コンクリート造の地下2階地上2階塔屋1階で、平面が26.3m (EW) × 32.35m (NS) であり、地上高さは15.4mである。

付帯設備棟は杭を介してG.L.-21m～-18mに位置する富岡層（泥岩）に支持させる。付帯設備棟の杭配置図、平面図及び断面図を図-10～図-18に示す。

付帯設備棟に加わる地震時の水平力は、耐震壁及び柱とはりからなるラーメン構造で負担する。耐震性の評価は、地震層せん断力係数として $1.0 \cdot C_i$ を採用した場合の当該部位の応力に対して行う。付帯設備棟の評価手順を図-19に示す。

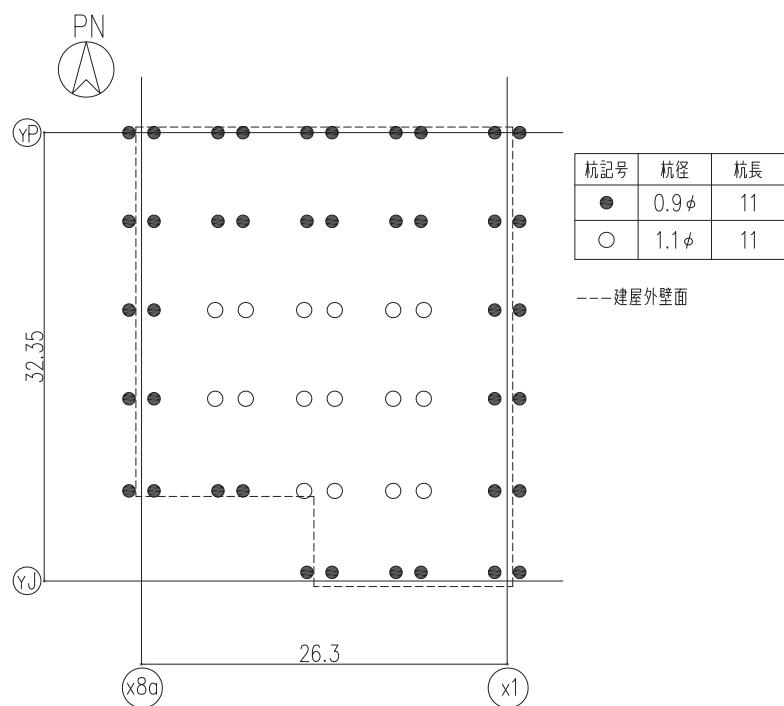


図-10 杠配置図 (G. L. -11.0) (単位 : m)

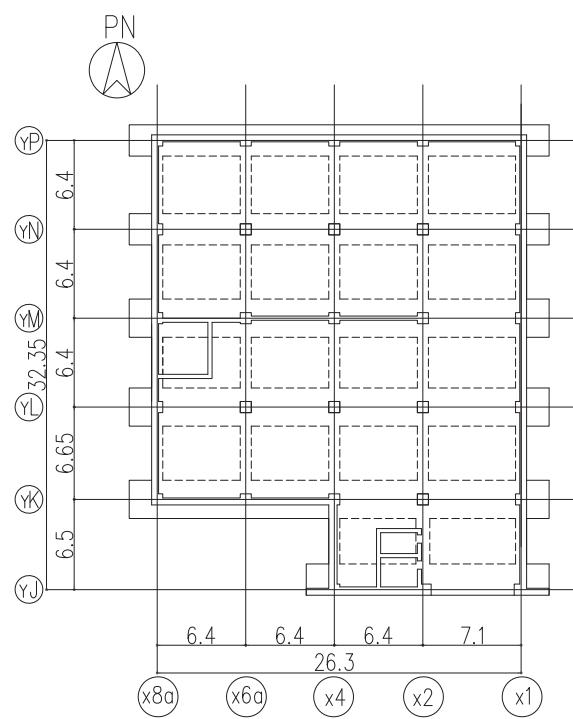


図-11 地下2階平面図 (G. L. -8.7) (単位 : m)

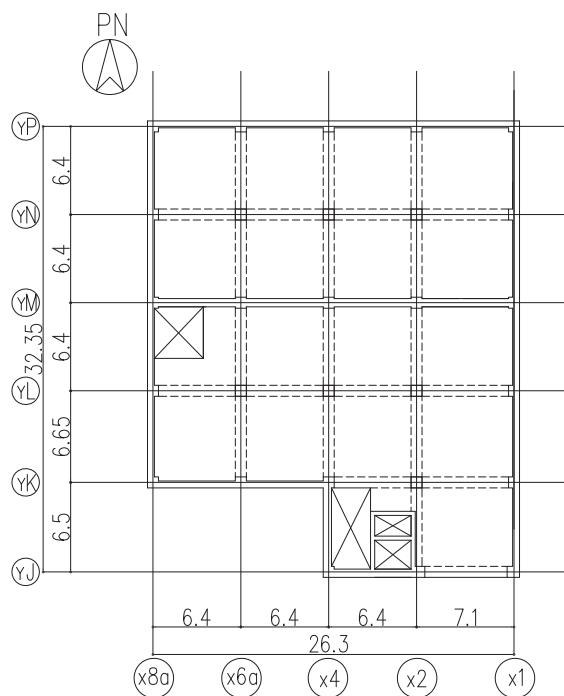


図-12 地下1階平面図 (G. L. -4.2) (単位: m)

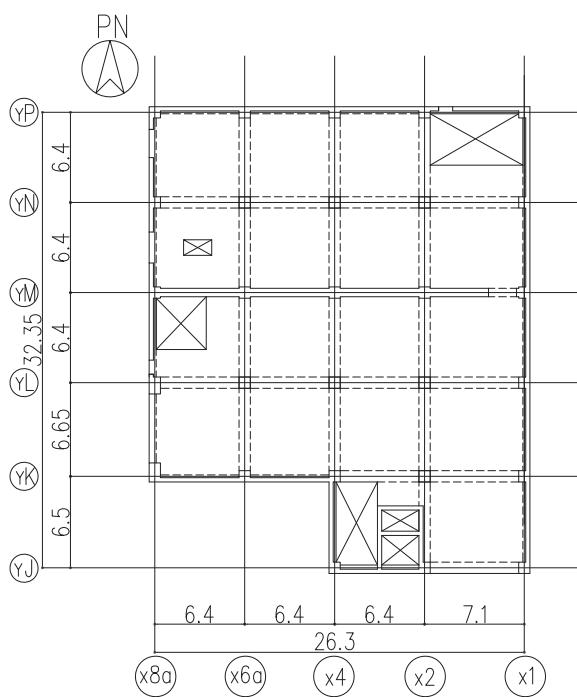


図-13 地上1階平面図 (G. L. +0.3) (単位: m)

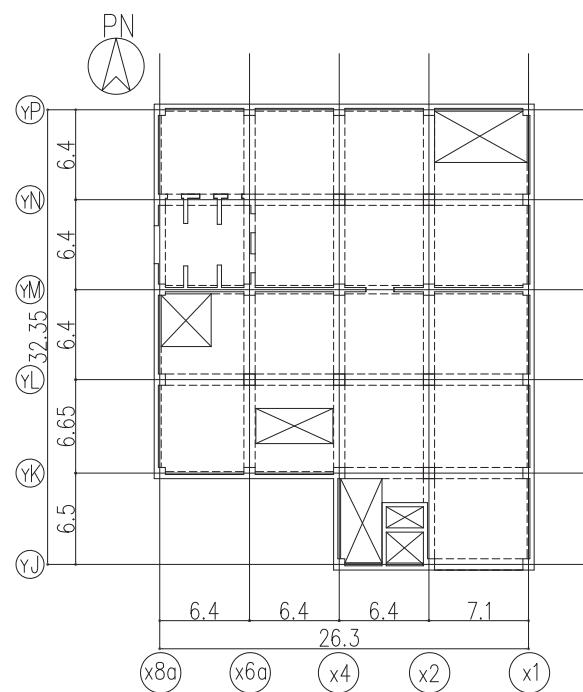


図-14 地上2階平面図 (G. L. +4.7) (単位 : m)

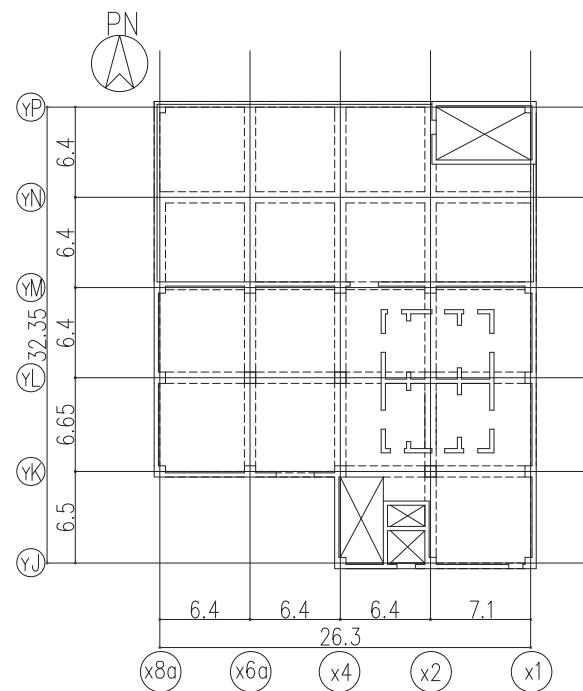


図-15 塔屋階平面図 (G. L. +11.0) (単位 : m)

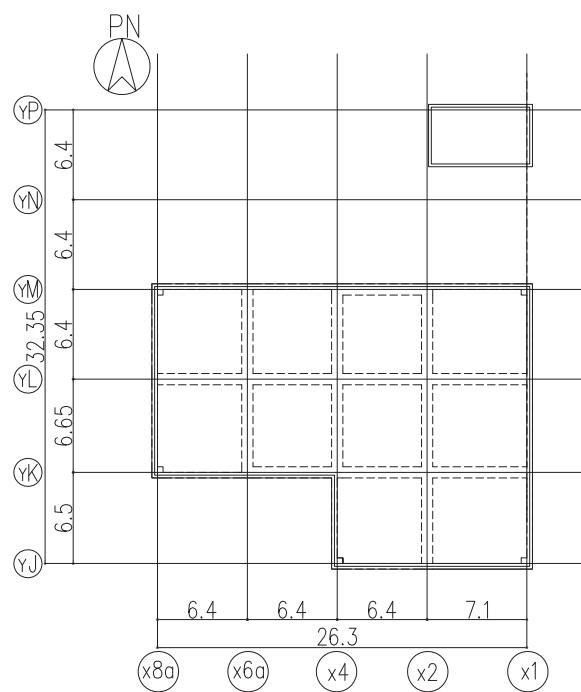


図-16 屋上階平面図 (G. L. +15.4) (単位 : m)

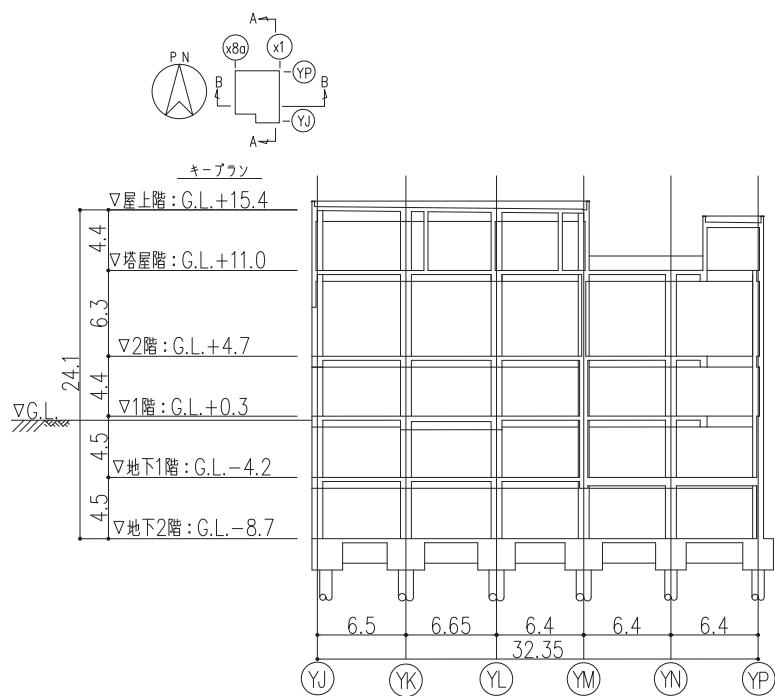


図-17 A-A断面図（単位：m）

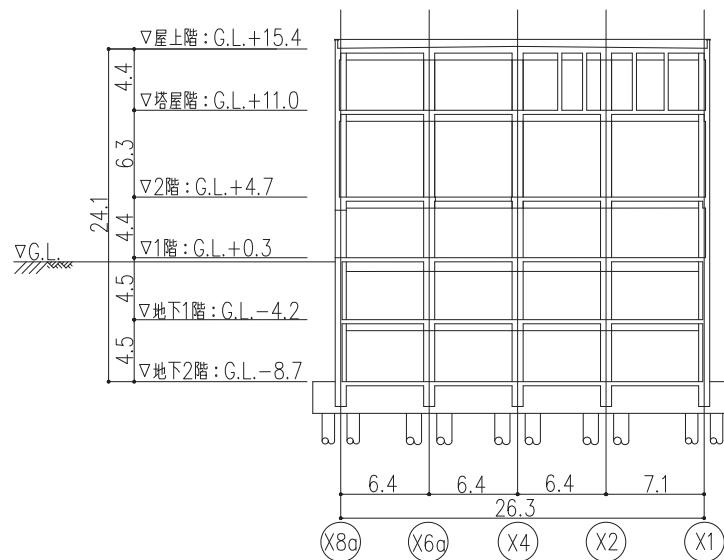


図-18 B-B断面図（単位：m）

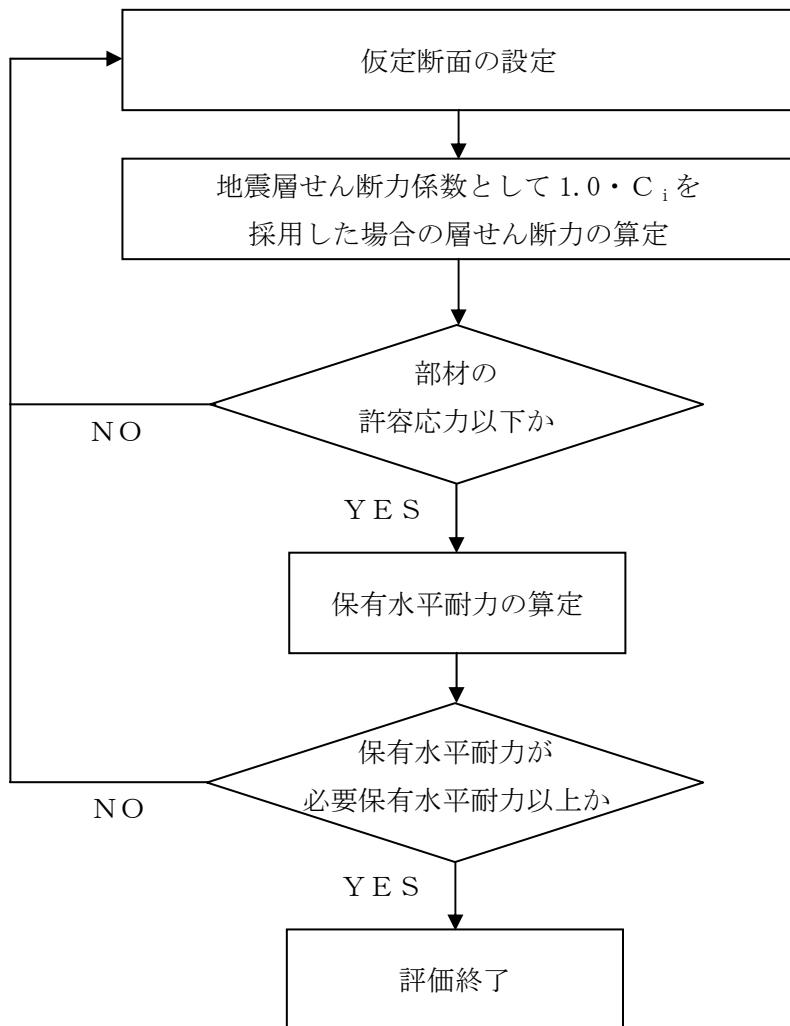


図-19 Cクラス施設としての建屋の耐震安全性評価手順

2.2 評価条件

2.2.1 使用材料並びに材料の許容応力度

付帯設備棟に用いる材料のうち、コンクリートは普通コンクリートとし、設計基準強度 F_c は 36N/mm^2 とする。鉄筋は SD295A、SD345 及び SD390 とする。杭は既製杭とし、杭径は 900ϕ 及び 1100ϕ とする。

各使用材料の許容応力度及び杭の許容支持力を表-12～表-14に示す。

表-12 コンクリートの許容応力度※

(単位 : N/mm^2)

	長 期		短 期	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
$F_c = 36$	12	0.85	24	1.28

※：日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

表-13 鉄筋の許容応力度※

(単位 : N/mm^2)

	長 期		短 期	
	引張及び圧縮	せん断補強	引張及び圧縮	せん断補強
SD295A	195	195	295	295
SD345	D25 以下	215	195	345
	D29 以上	195		
SD390	D25 以下	215	195	390
	D29 以上	195		

※：日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

表-14 杭の許容支持力※

(単位 : kN/本)

杭径 (mm)	杭長 (m)	長期	短期
900ϕ	11	5040	10080
1100ϕ	11	7170	14340

※：許容支持力の算定方法は、別添-1による。

2.2.2 荷重及び荷重の組合せ

2.2.2.1 荷重

設計で考慮する荷重を以下に示す。

(1) 鉛直荷重 (V L)

鉛直荷重は、固定荷重、機器荷重、配管荷重及び積載荷重とする。

(2) 積雪荷重 (S N L)

積雪荷重は、建築基準法施行令第 86 条及び福島県建築基準法施行規則細則第 19 条に準拠し以下の条件とする。

- ・積雪量 : 30 cm
- ・単位荷重 : 20 N/m²/cm

(3) 風荷重 (W L)

風荷重は、建築基準法施行令第 87 条、建設省告示第 1454 号に基づく速度圧及び風力係数を用いて算定する。

- ・基準風速 : 30 m/s
- ・地表面粗度区分 : II

(4) 地震荷重 (S E L)

地震荷重は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に準拠し、算定する際の基準面を地盤面として算定する。地上部分の水平地震力は下式により算定する。

$$Q_i = n \cdot C_i \cdot W_i$$
$$C_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

ここで、

- Q_i : 地上部分の水平地震力 (kN)
n : 施設の重要度分類に応じた係数 ($n = 1.0$)
 C_i : 地震層せん断力係数
 W_i : 当該層以上の重量 (kN)
 Z : 地震地域係数 ($Z = 1.0$)
 R_t : 振動特性係数 ($R_t = 1.0$)
 A_i : 地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数
 C_0 : 標準せん断力係数 ($C_0 = 0.2$)

地下部分の水平地震力は、下式により算定する。

$$P_k = n \cdot k \cdot W_k$$

ここで、

P_k : 地下部分の水平地震力 (kN)

n : 施設の重要度分類に応じた係数 ($n = 1.0$)

k : 水平震度 ($k = 0.1$)

W_k : 当該部分の固定荷重、機器荷重、配管荷重及び積載荷重の和 (kN)

水平地震力の算定結果を表-1-5に示す。

表-15 水平地震力の算定結果

G. L. (m)	当該層以上の重量W _i (kN)	地震層せん断力係数 1.0・C _i	設計用地震力 (kN)
+15.40	9500	0.334	3200
+11.00	30200	0.243	7400
+4.70	49400	0.200	9900
+0.30	71100	0.169 (k=0.1) **	12100
-4.20	92900	0.153 (k=0.1) **	14300
-8.70			

※：() 内は地下部分の水平震度を示す。

2.2.2.2 荷重の組合せ

荷重の組合せについて表-16に示す。

表-16 荷重の組合せ

荷重状態	荷重ケース	荷重の組合せ	許容応力度
常時	A	V L ^{※1}	長期
積雪時	B	V L + S N L	
地震時	C 1	V L + S E L (W→E 方向) ^{※2}	短期
	C 2	V L + S E L (E→W 方向) ^{※2}	
	C 3	V L + S E L (S→N 方向) ^{※2}	
	C 4	V L + S E L (N→S 方向) ^{※2}	

※1：鉛直荷重（V L）は固定荷重、機器荷重、配管荷重及び積載荷重を加え合わせたものである。

※2：風荷重（WL）は地震荷重（S E L）に比べて小さいため、荷重の組合せにおいては地震荷重によって代表させる。

2.3 評価結果

上部構造の応力解析は、耐震壁及び柱とはりからなるラーメン構造部を置換した立体モデルにより行う。

2.3.1 耐震壁の評価結果

検討により求められた耐震壁の作用応力を許容応力と比較し、検定比が最大となる部位を表-17に示す。

これより、耐震壁の作用応力は、許容応力以下であることを確認した。

表-17 耐震壁の作用応力と許容応力

検討箇所	断面	荷重 ケース	作用応力 (kN)	許容応力 (kN)	検定比
1階 YM通り X1～X2通り間	壁厚 600mm タテ, ヨコ共 2-D16@200	地震時 C 1	1460	2841	0.52

2.3.2 ラーメン構造部の評価結果

検討により求められたラーメン構造部の作用応力を許容応力と比較し、検定比が最大となる部位を表-18及び表-19に示す。

これより、各部材の作用応力は、許容応力以下であることを確認した。

表-18 大ばりの作用応力と許容応力

検討箇所	断面(単位:mm)	荷重ケース	応力	作用応力	許容応力	検定比
屋上階 X2通り YK～YL 通り間	B×D =800×800 主筋上端 5-D29 主筋下端 4-D29 あばら筋 3-D13@200	常時 A	曲げモーメント	342 kN・m	370 kN・m	0.93
			せん断力	251 kN	459 kN	0.55
2階 X8a通り YM～YN 通り間	B×D =800×800 主筋上端 5-D38 主筋下端 4-D38 あばら筋 4-D13@150	地震時 C 3	曲げモーメント	725 kN・m	1274 kN・m	0.57
			せん断力	461 kN	679 kN	0.68

表-19 柱の作用応力と許容応力

検討箇所	断面(単位:mm)	荷重ケース	応力	作用応力	許容応力	検定比
地下2階 X6a/YP 通り	B×D =800×800 主筋 12-D38 帯筋 3-D13@100	常時 A	曲げモーメント	604 kN・m	775 kN・m	0.78
			せん断力	513 kN	585 kN	0.88
地下2階 X4/YP 通り	B×D =800×800 主筋 12-D38 帯筋 3-D13@100	地震時 C 4	曲げモーメント	662 kN・m	1573 kN・m	0.43
			せん断力	618 kN	857 kN	0.73

2.3.3 杭の評価結果

検討により求められた杭に作用する鉛直力と許容支持力を比較し、検定比が最大となる部位を表-20に示す。

これより、杭の鉛直力が許容支持力以下であることを確認した。

表-20 杭の鉛直力と許容支持力

検討箇所	断面	荷重ケース	鉛直力(kN)	許容支持力(kN)	検定比
X6a/YN通り	杭径 900mm	常時 A	2889	5040	0.58
X1/YJ通り	杭径 900mm	地震時 C 4	3703	10080	0.37

また、杭の作用応力を許容応力と比較し、検定比が最大となる部位を表-21に示す。

これより、杭の作用応力が許容応力以下であることを確認した。

表-21 杭の作用応力と許容応力

検討箇所	断面	荷重ケース	応力	作用応力	許容応力	検定比
X1/YP通り	杭径 900mm	地震時 C 2	曲げモーメント	573kN・m	2760 kN・m	0.21
			せん断力	332 kN	2876 kN	0.12

2.4 保有水平耐力の検討

保有水平耐力 (Q_u) が、必要保有水平耐力 ($Q_{u n}$) 以上であることを確認する。

各層の保有水平耐力は、建築基準法・同施行令第 82 条の 3 及び平成 19 年国土交通省告示第 594 号に基づき算出する。各層の必要保有水平耐力と保有水平耐力の算定結果を表-2-2 に示す。

これより、付帯設備棟は必要保有水平耐力の 1.22 倍以上の保有水平耐力を有していることを確認した。

表-2-2 必要保有水平耐力と保有水平耐力の比較

(1) EW 方向

G. L. (m)	必要保有水平耐力 $Q_{u n}$ (kN)	保有水平耐力 Q_u (kN)	安全余裕 $\frac{Q_u}{Q_{u n}}$
+11.00～+15.40	8745	10694	1.22
+4.70～+11.00	20185	24685	1.22
+0.30～+4.70	27170	33227	1.22
-4.20～+0.30	37212	45507	1.22
-8.70～-4.20	41353	50572	1.22

(2) NS 方向

G. L. (m)	必要保有水平耐力 $Q_{u n}$ (kN)	保有水平耐力 Q_u (kN)	安全余裕 $\frac{Q_u}{Q_{u n}}$
+11.00～+15.40	8745	10691	1.22
+4.70～+11.00	20185	24678	1.22
+0.30～+4.70	40755	49826	1.22
-4.20～+0.30	33165	40547	1.22
-8.70～-4.20	39160	47876	1.22

以上のことから、付帯設備棟の耐震安全性は確保されているものと評価した。

3. 別添

別添－1　杭の許容支持力の算定に関する説明書

添付資料－10 別添－1

杭の許容支持力の算定に関する説明書

1. 杭の許容支持力の算定

1.1 設計方針

杭は外殻鋼管付コンクリート杭（以下、SC杭という）を使用し、杭工法はハイエフビー（H i F B）工法（先端地盤：粘土質地盤）（国住指第1823-1号、平成19年10月5日、認定番号：TACP-0259）とする。

杭の許容支持力は、平成13年国土交通省告示第1113号に従い地盤の許容支持力又は杭の許容耐力のうちいずれか小さい値とする。

1.2 使用材料

SC杭に使用するコンクリートは $F_c = 105 \text{ N/mm}^2$ 、鋼管はSKK490とする。杭の諸元を表－1及び表－2に示す。

表－1 杭の諸元（貯蔵庫棟）

杭径 (mm)	杭長※1 (m)	コンクリートの 設計基準強度 F_c (N/mm ²)	鋼管の 基準強度 F (N/mm ²)	板厚※2 t (mm)	鋼管厚 t_s (mm)
900	11.0	105	325	120	14
1100	11.0	105	325	140	12
1100	13.0	105	325	140	16

※1：杭長は全長を示す。

※2：板厚 t は、鋼管厚 t_s を含む値

表－2 杭の諸元（付帯設備棟）

杭径 (mm)	杭長※1 (m)	コンクリートの 設計基準強度 F_c (N/mm ²)	鋼管の 基準強度 F (N/mm ²)	板厚※2 t (mm)	鋼管厚 t_s (mm)
900	11.0	105	325	120	12
1100	11.0	105	325	140	12

※1：杭長は全長を示す。

※2：板厚 t は、鋼管厚 t_s を含む値

杭の許容支持力

1.2.1 地盤から決まる許容支持力

地盤から求まる許容支持力は、平成13年国土交通省告示第1113号に従い算定する。

(1) 長期に生じる力に対する地盤の許容支持力

$$R_a = \frac{1}{3} \cdot \left\{ \alpha \cdot \bar{N} \cdot A_p + (\beta \cdot \bar{N}_s \cdot L_s + \gamma \cdot \bar{q}_u \cdot L_c) \cdot \phi \right\} \text{ (kN)}$$

(2) 短期に生じる力に対する地盤の許容支持力

$$R_a = \frac{2}{3} \cdot \left\{ \alpha \cdot \bar{N} \cdot A_p + (\beta \cdot \bar{N}_s \cdot L_s + \gamma \cdot \bar{q}_u \cdot L_c) \cdot \phi \right\} \text{ (kN)}$$

ここで、

α : くい先端支持力係数 ($\alpha = 315$)

β : 砂質地盤におけるくい周面摩擦力係数 ($\beta = 6.2$)

γ : 粘性土地盤におけるくい周面摩擦力係数 ($\gamma = 0.8$)

\bar{N} : 基礎ぐいの先端より下方に $1 D_1$ (D_1 : 基礎ぐい先端部の直径)、上方に $1 D_1$ の間の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (回)

ただし、 \bar{N} が 60 を超える場合は 60 とする。

A_p : 基礎ぐい先端の有効断面積 (m^2)

$$A_p = \pi \cdot D_1^2 / 4$$

\bar{N}_s : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (回)

ただし、 \bar{N}_s が 30 を超える場合は 30 とする。

\bar{q}_u : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値 (kN/m^2)

ただし、 \bar{q}_u が 200 を超える場合は 200 とする。

L_s : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤に接する有効長さの合計 (m)

有効長さは根固め部上端より上の地盤についての長さとする。

L_c : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する有効長さの合計 (m)

有効長さは根固め部上端より上の地盤についての長さとする。

ϕ : 基礎ぐい周囲の有効長さ (m)

$$\phi = \pi \cdot D_1$$

1.2.2 杭材から決まる許容耐力

杭材から求まる許容耐力は、平成13年国土交通省告示第1113号に従い算定する。

- (1) 長期に生じる力に対する杭材の許容耐力

$$N_a = L f_c \cdot A_e \cdot (1 - \alpha_1 - \alpha_2) \text{ (kN)}$$

- (2) 短期に生じる力に対する杭材の許容耐力

$$N_a = s f_c \cdot A_e \cdot (1 - \alpha_1 - \alpha_2) \text{ (kN)}$$

ここで、

$L f_c$: コンクリートの長期許容圧縮応力度 (kN/m^2)

$s f_c$: コンクリートの短期許容圧縮応力度 (kN/m^2)

A_e : SC杭の換算断面積 (m^2)

α_1 : 繰手による低減係数 (継手1ヶ所について 0.05)

α_2 : 細長比による低減係数 ($\alpha_2 = (L/d - 85)/100$)

L : 杭長 (m)

d : 杭径 (m)

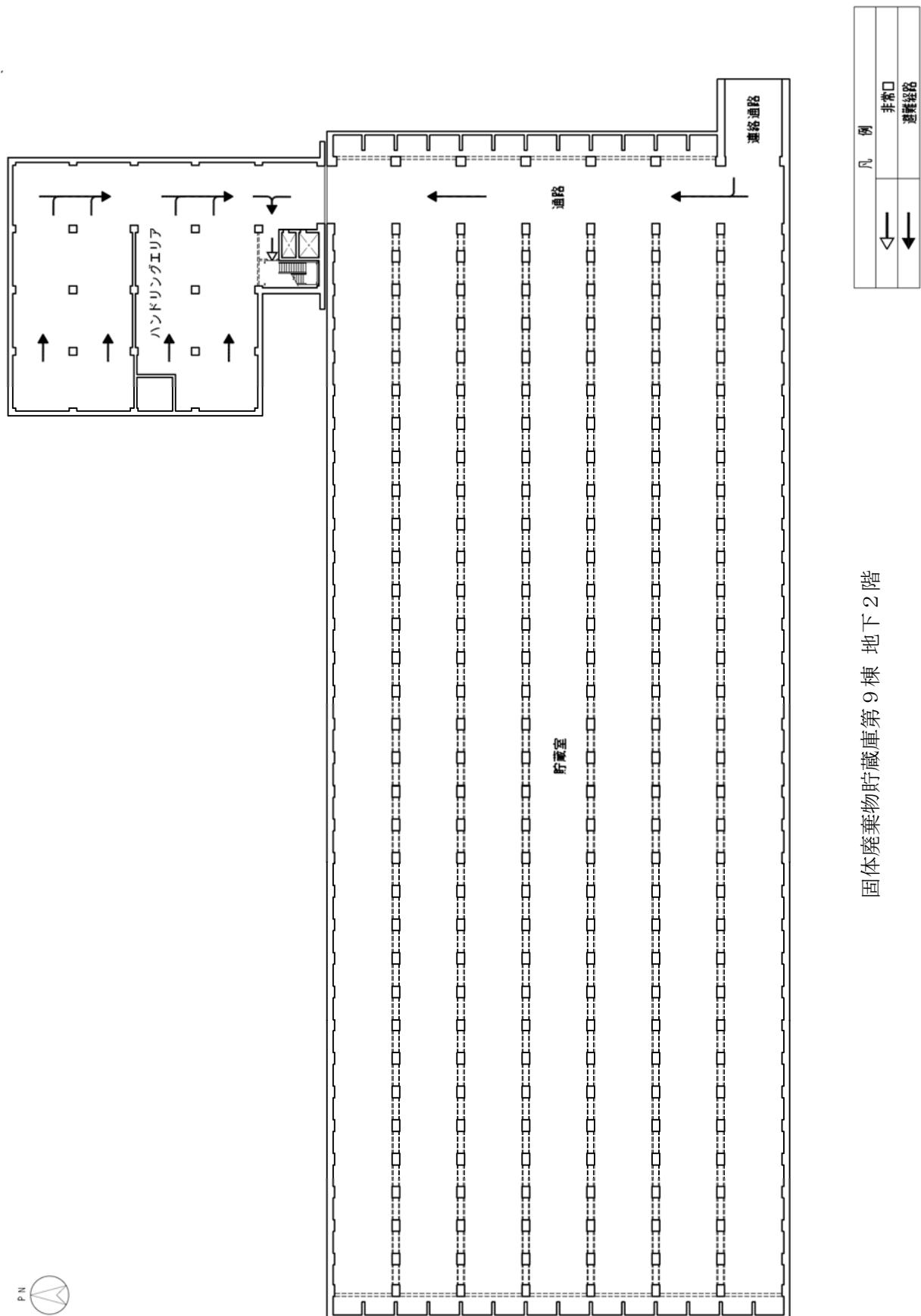
添付資料－1 1

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面

1. 安全避難通路の設置方針

固体廃棄物貯蔵庫第9棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡回点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令並びに消防法及び関係法令に基づく安全避難通路を設定する。

安全避難経路を、図-1に示す。



II-2-10-添 11-2

図-1 安全避難通路を明示した図面（1／5）

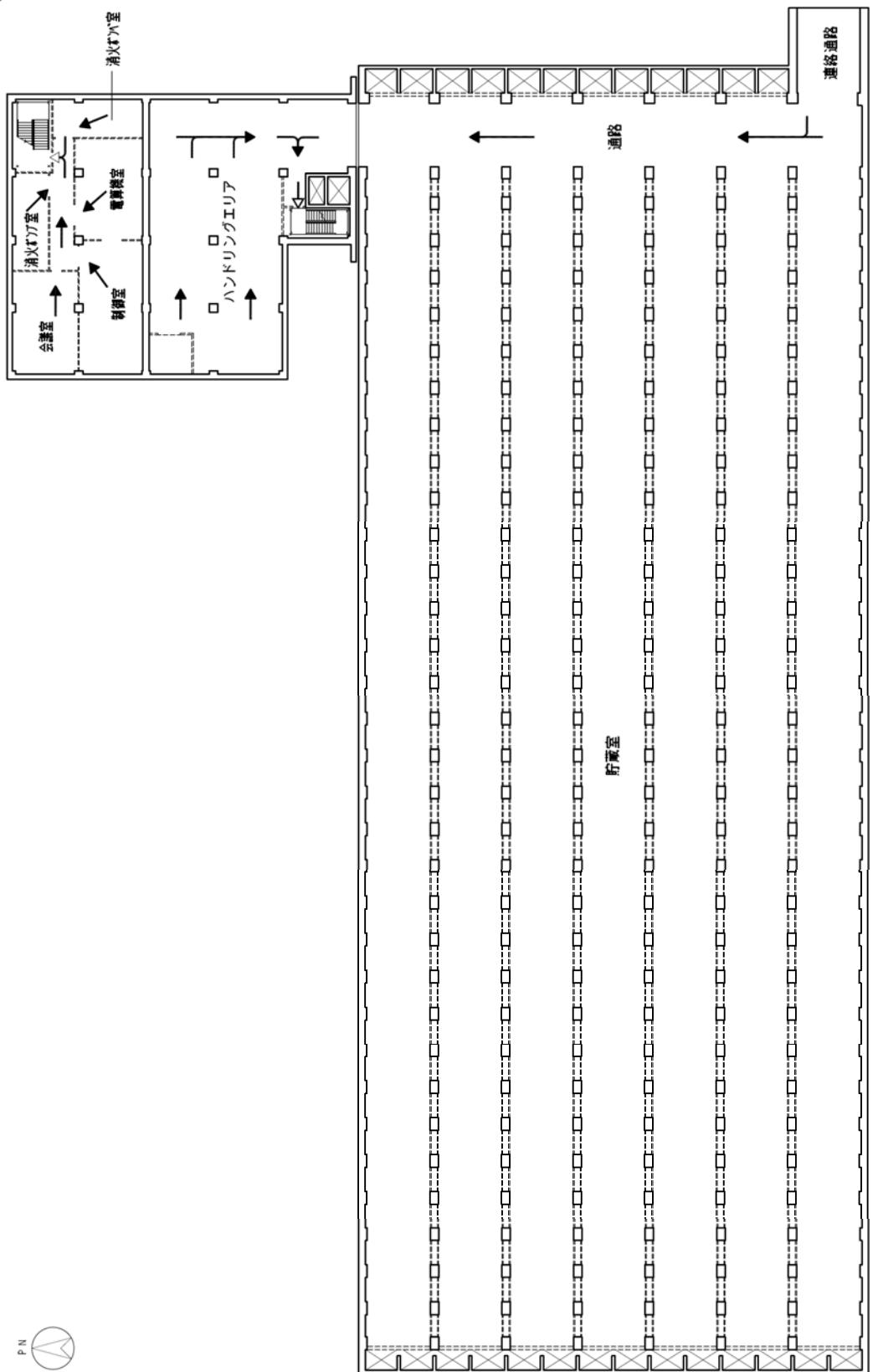
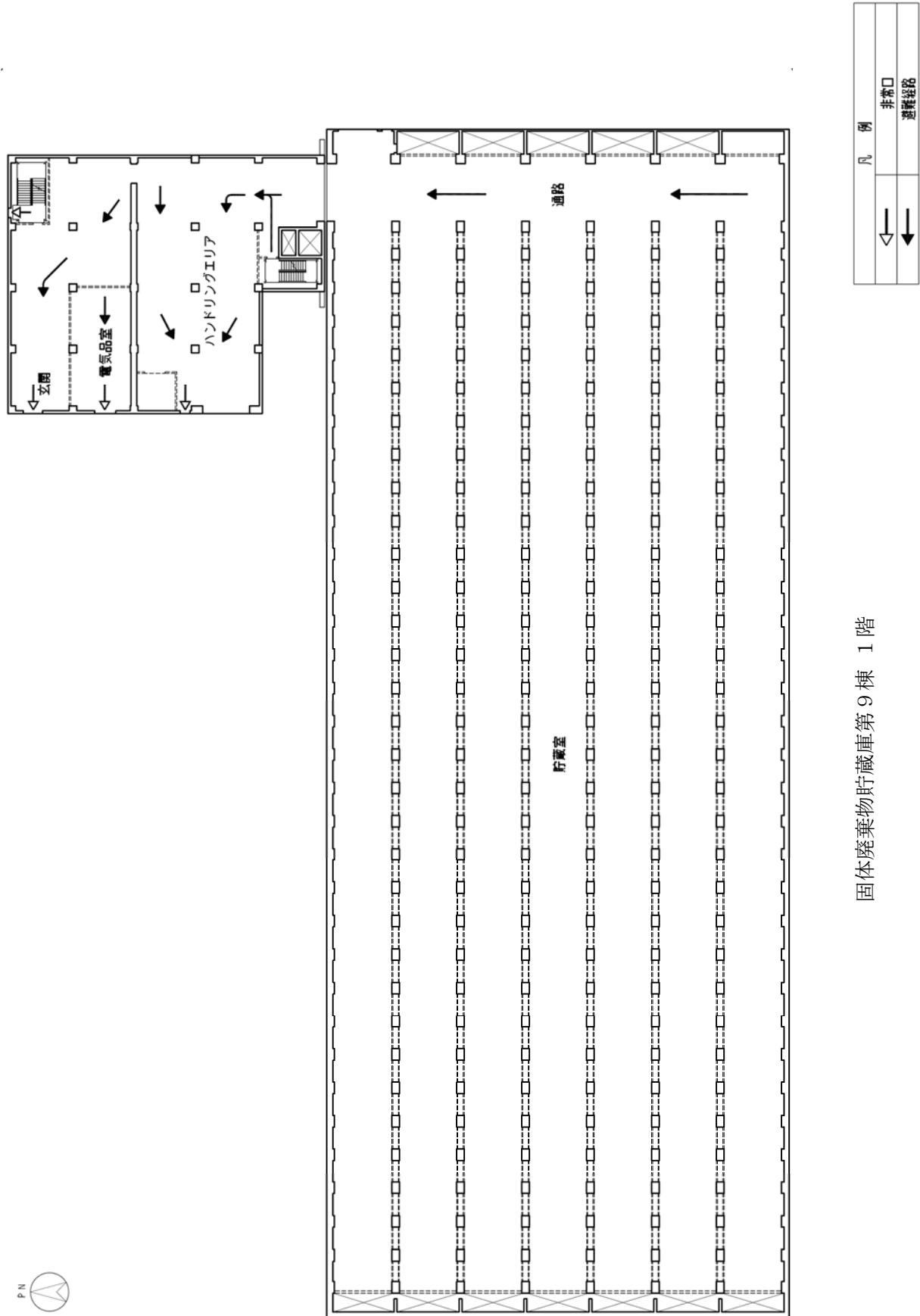


図-1 安全避難通路を明示した図面（2／5）



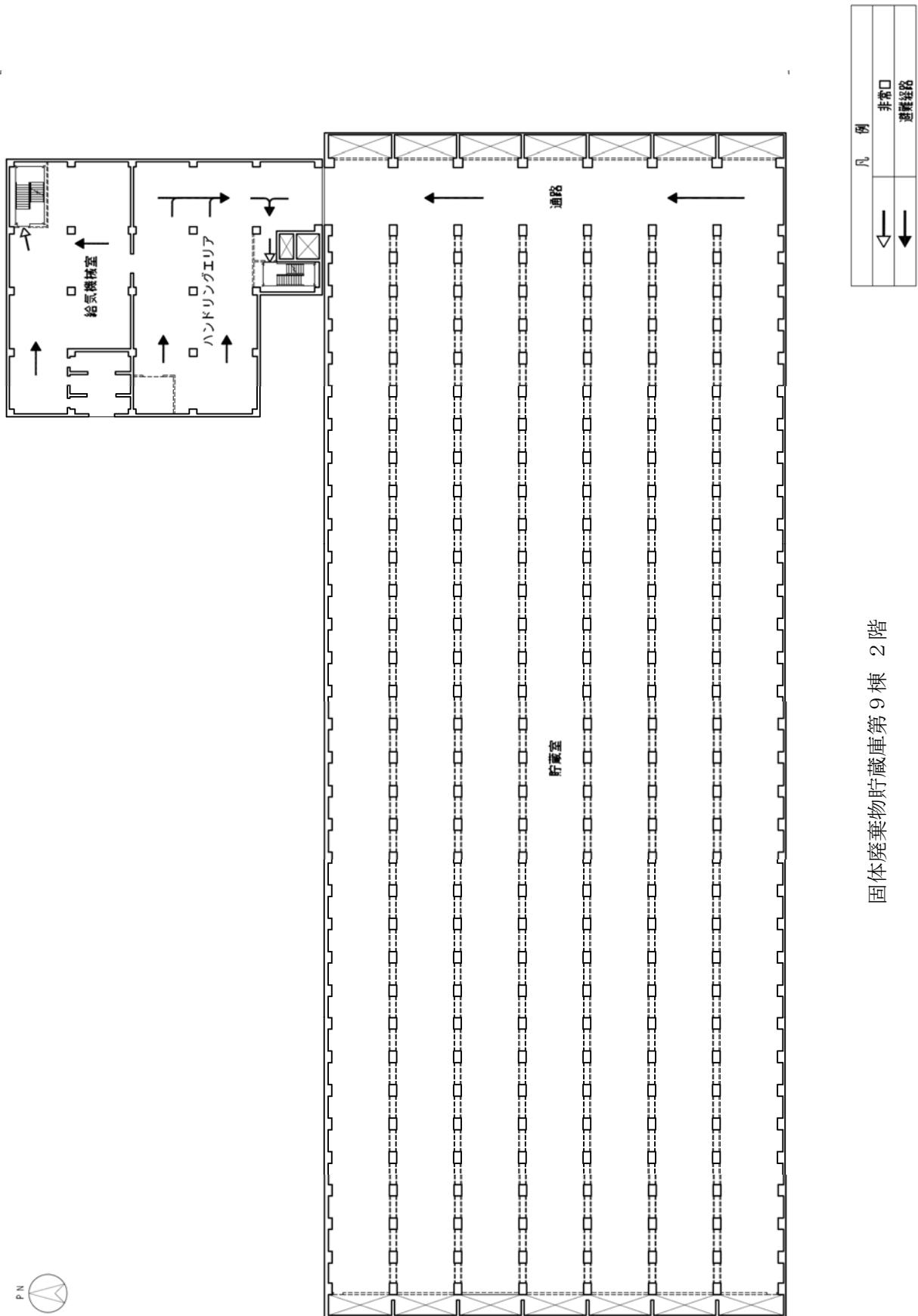
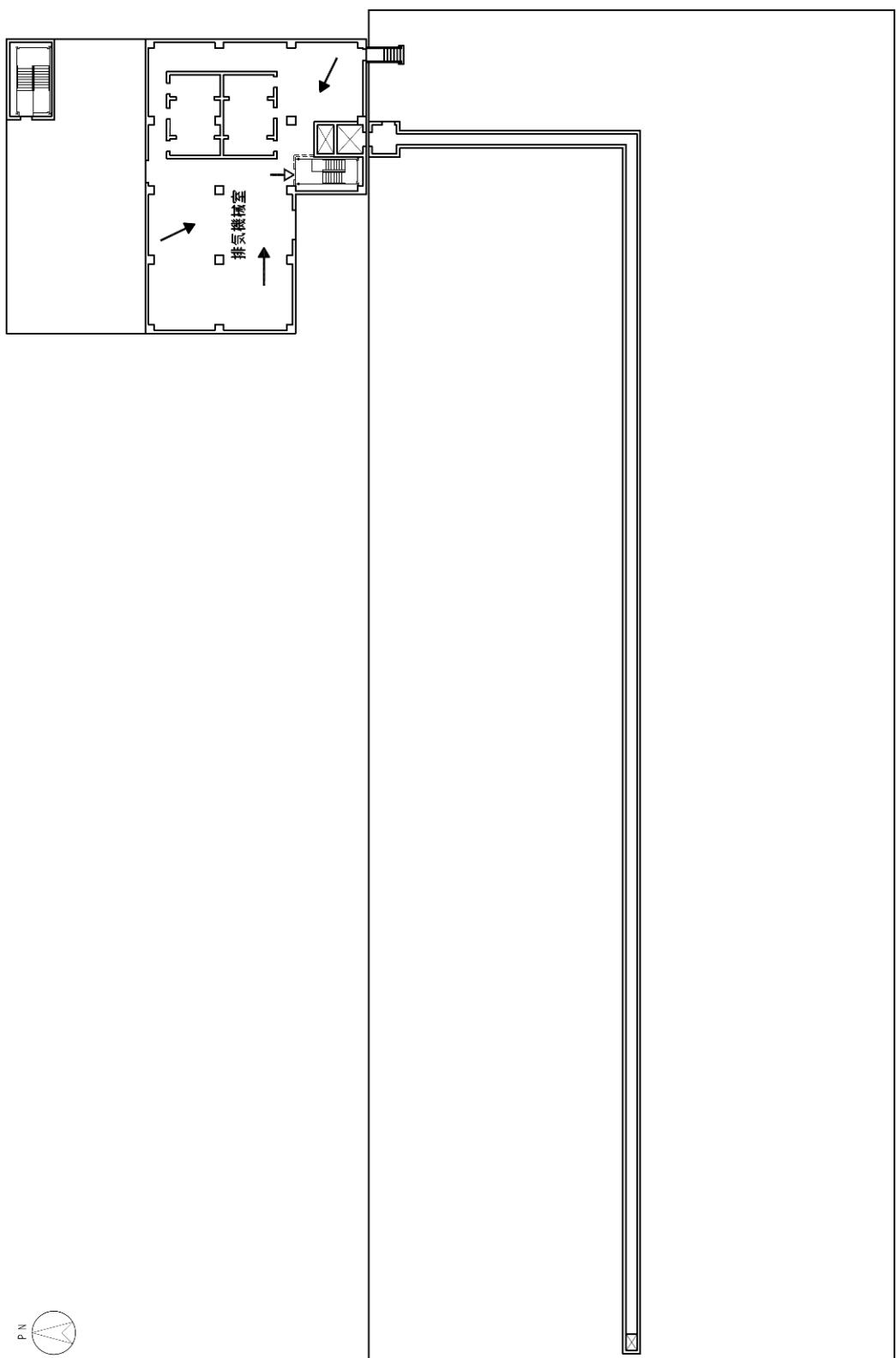


図-1 安全避難通路を明示した図面（4／5）



固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階

図-1 安全避難通路を明示した図面（5／5）

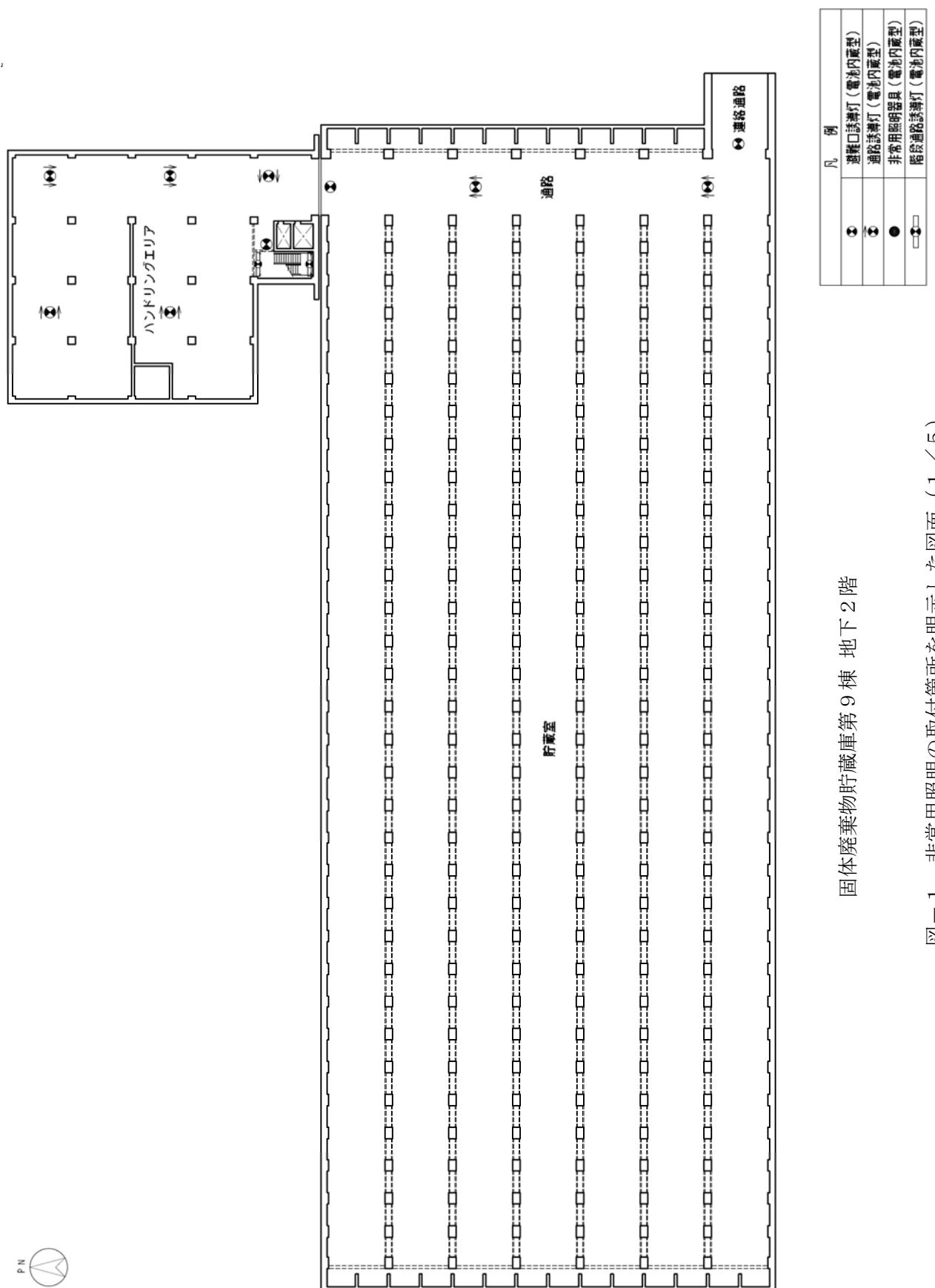
添付資料－1 2

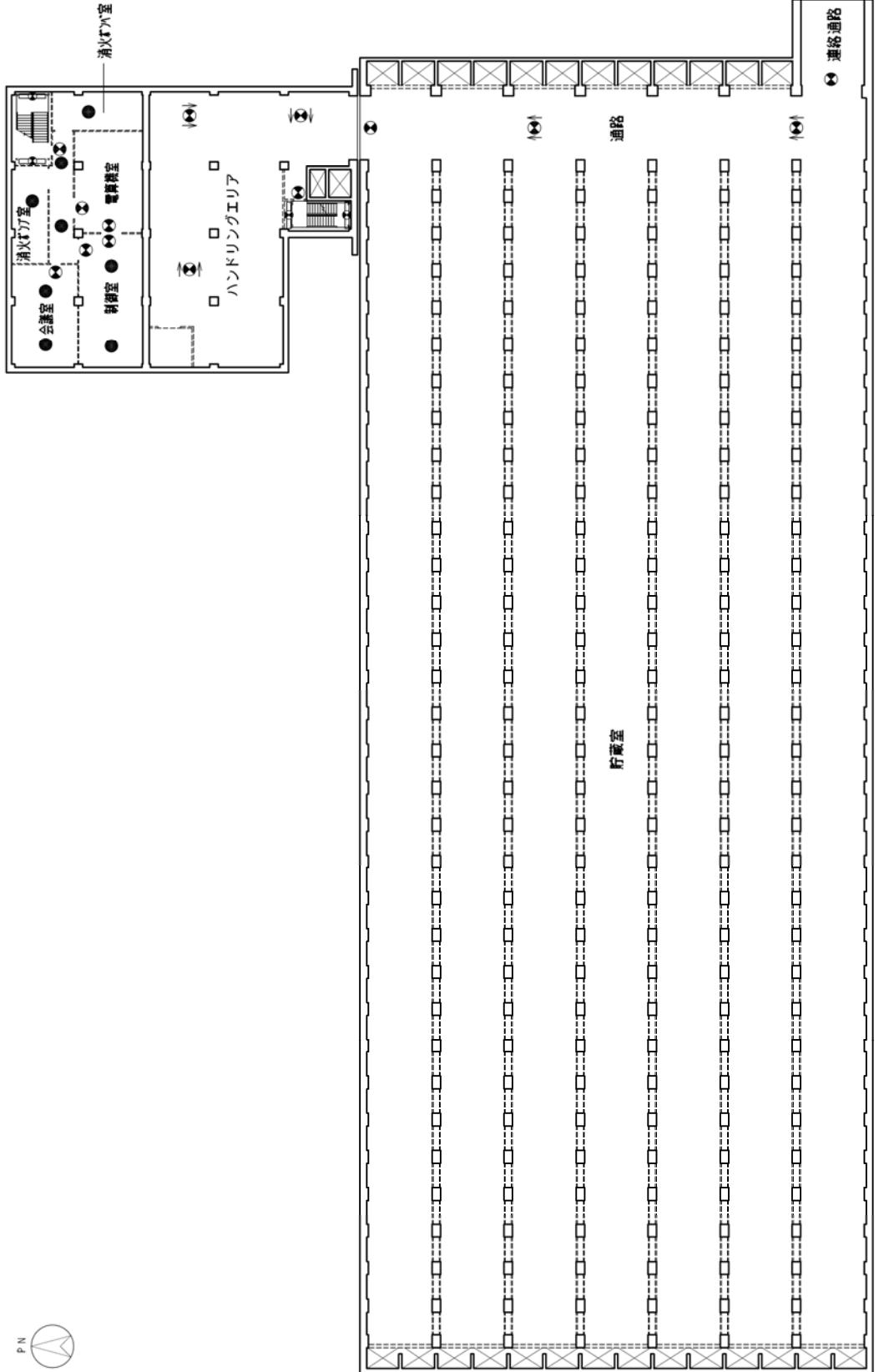
固体廃棄物貯蔵庫第9棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面

1. 非常用照明の設置方針

固体廃棄物貯蔵庫第9棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡回点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令に基づく非常用の照明装置、並びに消防法及び関係法令に基づく誘導灯を設置する。

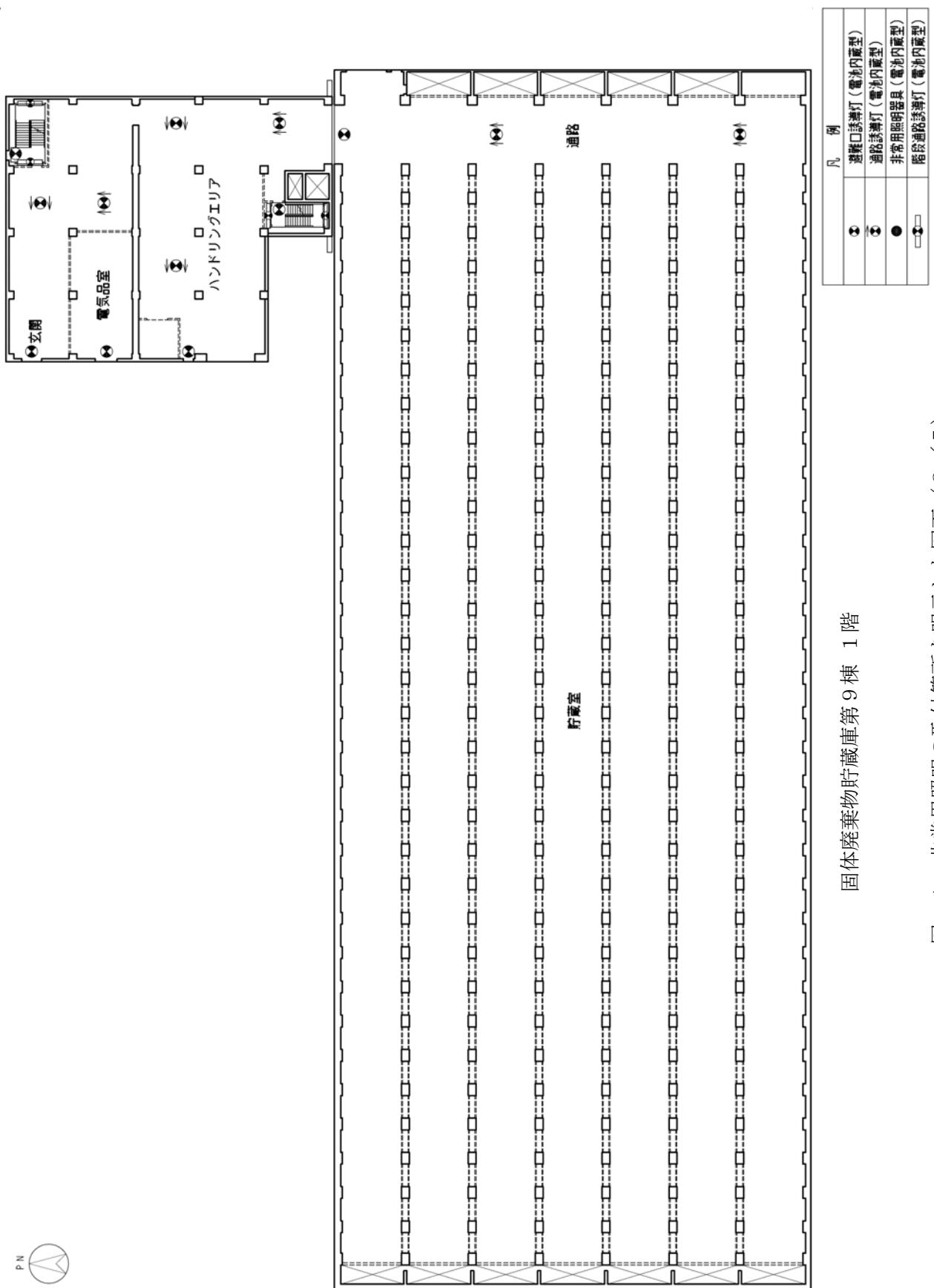
非常用照明の取付箇所について、図-1に示す。



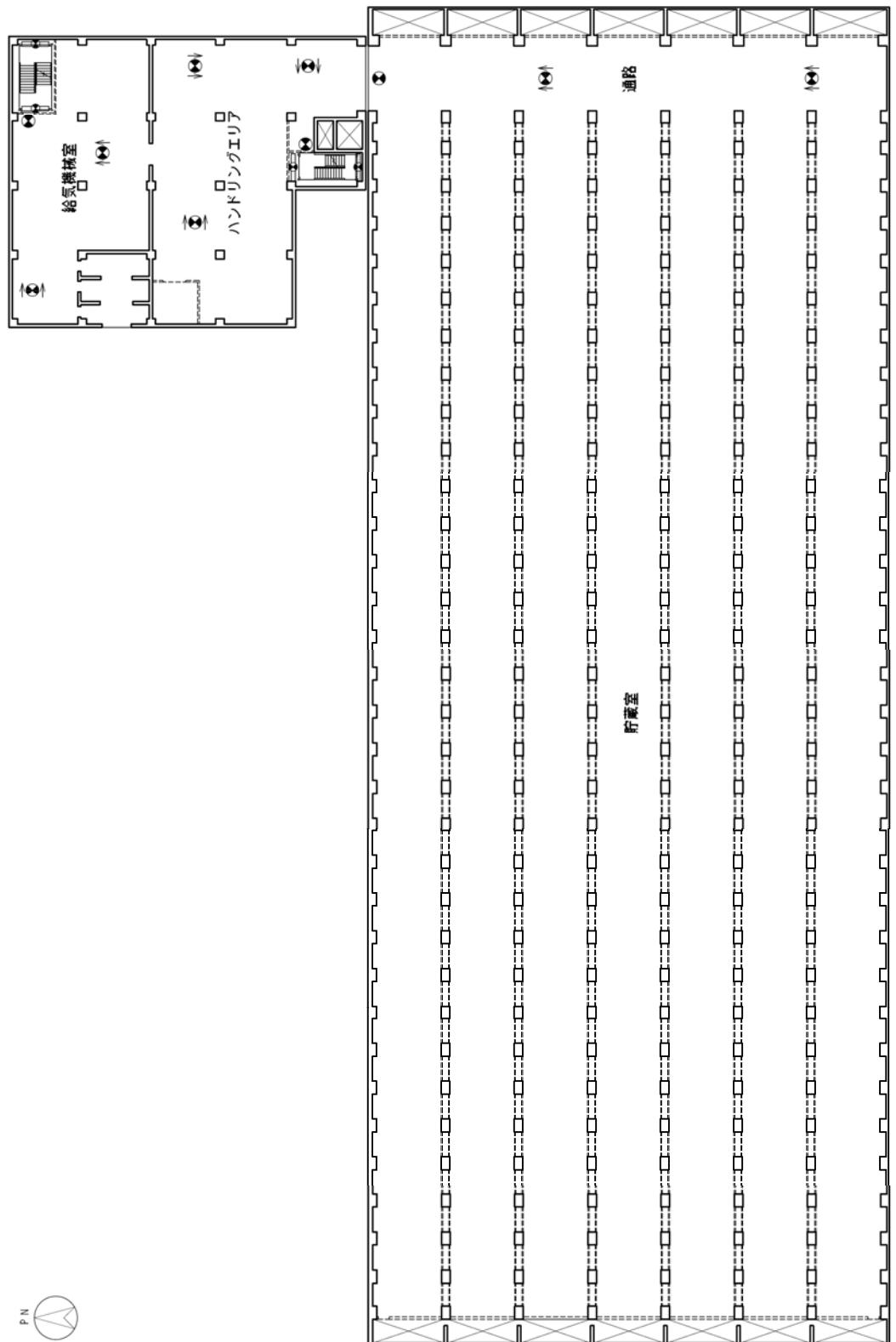


固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階

図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (2/5)

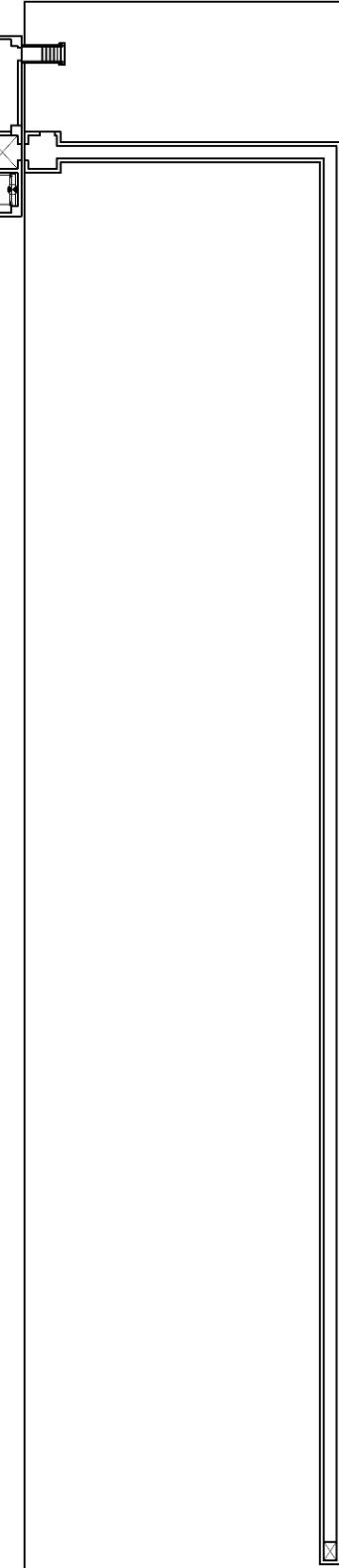
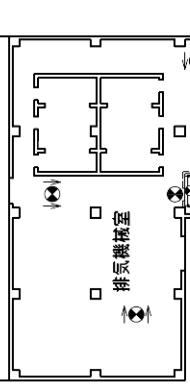
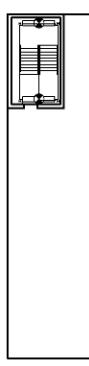


図一 1 非常用照明の取付箇所を明示した図面（3／5）



図一 非常用照明の取付箇所を明示した図面（4／5）

P N



凡 例	
□	連携口説導灯（電池内蔵型）
□	通常口説導灯（電池内蔵型）
●	非常用照明器具（電池内蔵型）
□	階段連携説導灯（電池内蔵型）

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階

図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (5 / 5)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の火災防護に関する説明書
並びに消火設備の取付箇所を明示した図面

1. 火災防護に関する基本方針

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、火災により安全性が損なわれることを防止するために、火災の発生防止対策、火災の検知及び消火対策、火災の影響の軽減対策の3方策を適切に組み合わせた措置を講じる。

2. 火災の発生防止

2.1 不燃性材料、難燃性材料の使用

固体廃棄物貯蔵庫第9棟では、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。

2.2 自然現象による火災発生防止

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の建物、系統及び機器は、落雷、地震等の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とするが、固体廃棄物貯蔵庫第9棟は高さが20mを超えないため、建築基準法に従い避雷設備は設置しない。

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日）（以下、「耐震設計審査指針」という。）に従い設計を行い、破壊又は倒壊を防ぐことにより、火災発生を防止する設計とする。

3. 火災の検知及び消火

3.1 火災検出設備及び消火設備

火災検出設備及び消火設備は、固体廃棄物貯蔵庫第9棟に対する火災の悪影響を限定し、早期消火を行えるよう消防法に基づいた設計とする。

消火設備は、屋内・屋外消火栓設備、ハロゲン化物消火設備及び消火器で構成する。消防用水の専用水源として、固体廃棄物貯蔵庫第9棟建屋外に貯水槽を設置する。

3.2 自然現象に対する消火装置の性能維持

火災検出設備及び消火設備は地震等の自然現象によっても、その性能が著しく阻害されることがないよう措置を講じる。消火設備は、消防法に基づいた設計とし、耐震設計は耐震設計審査指針に基づいて適切に行う。

4. 火災の影響の軽減

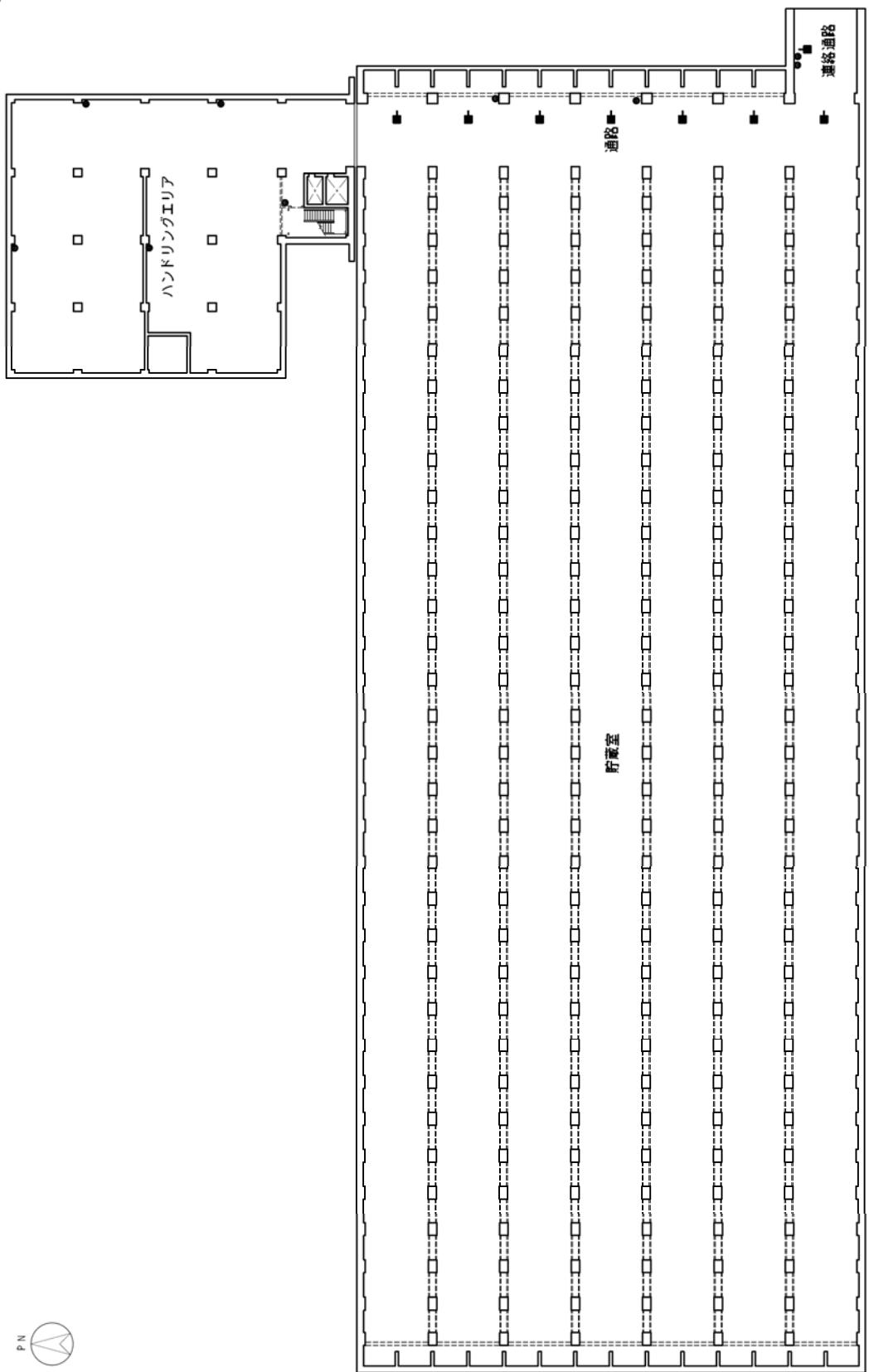
固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、建築基準法に従い防火区画を設置し、消防設備と組み合わ

せることにより、火災の影響を軽減する設計とする。

5. 消火設備の取付箇所を明示した図面

消火設備の取付箇所について、図-1に示す。

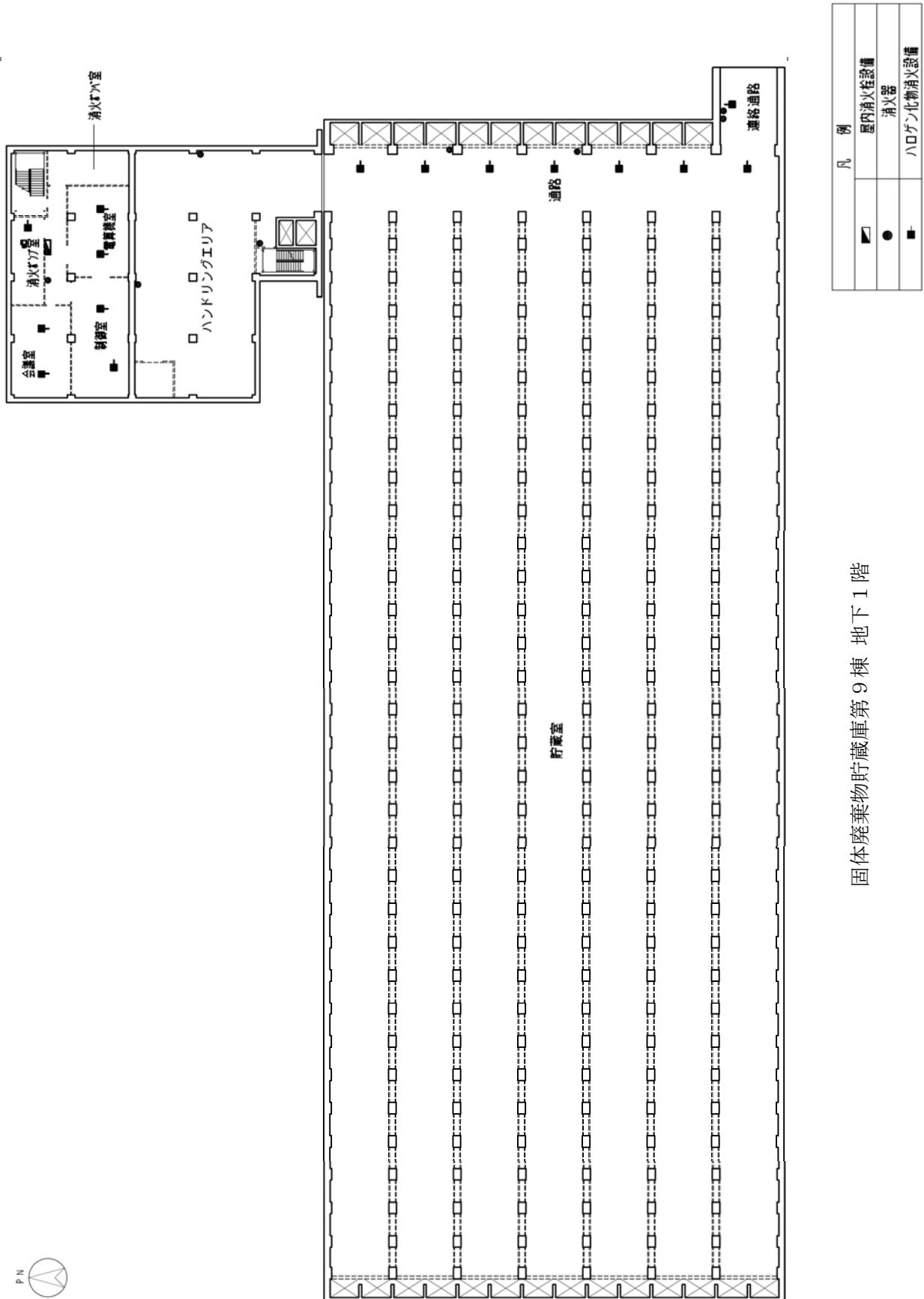
P N

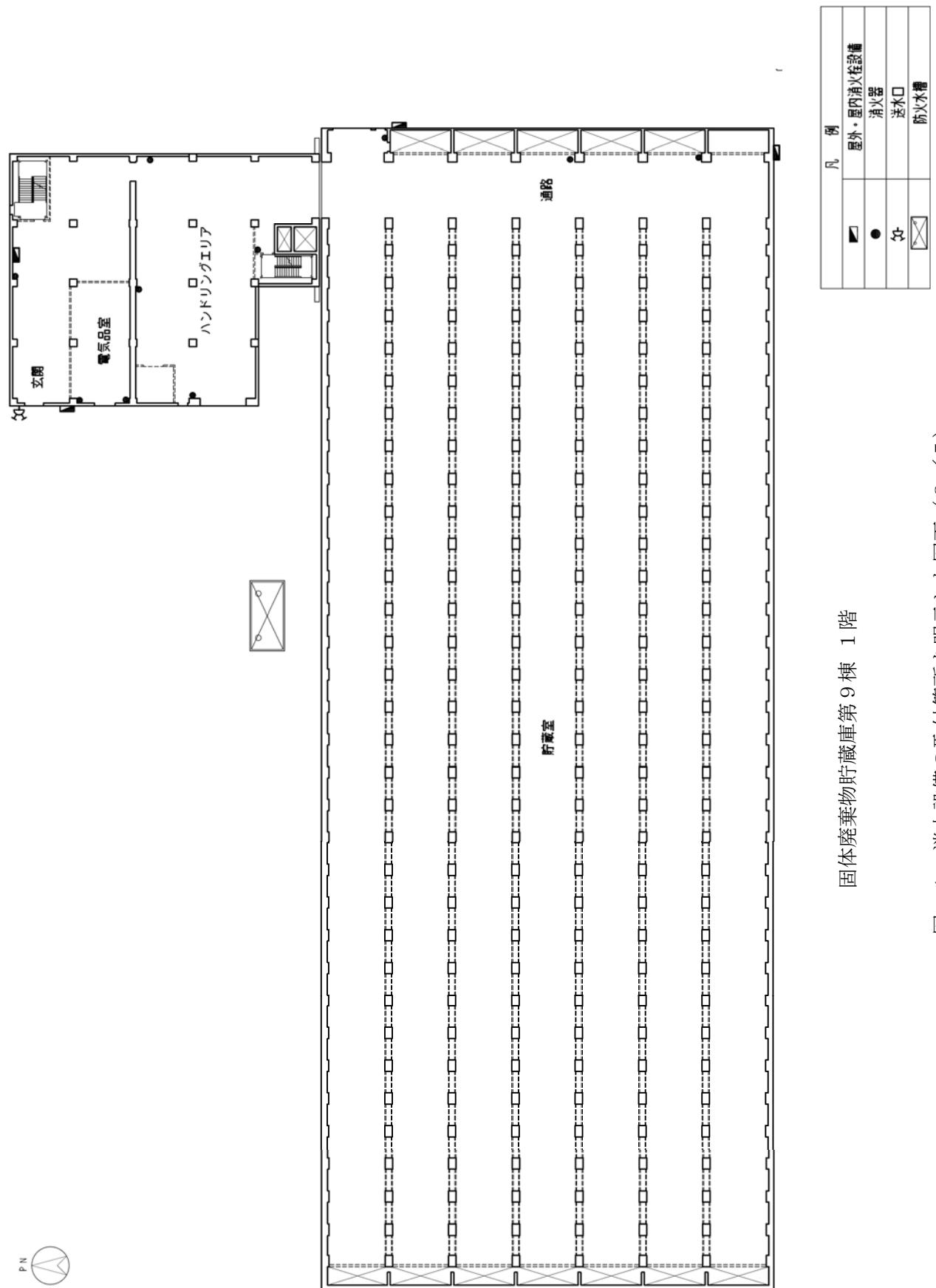


凡 例	
●	消火器
■	ハロゲン化物消防設備

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階

図-1 消火設備の取付箇所を明示した図面（1／5）





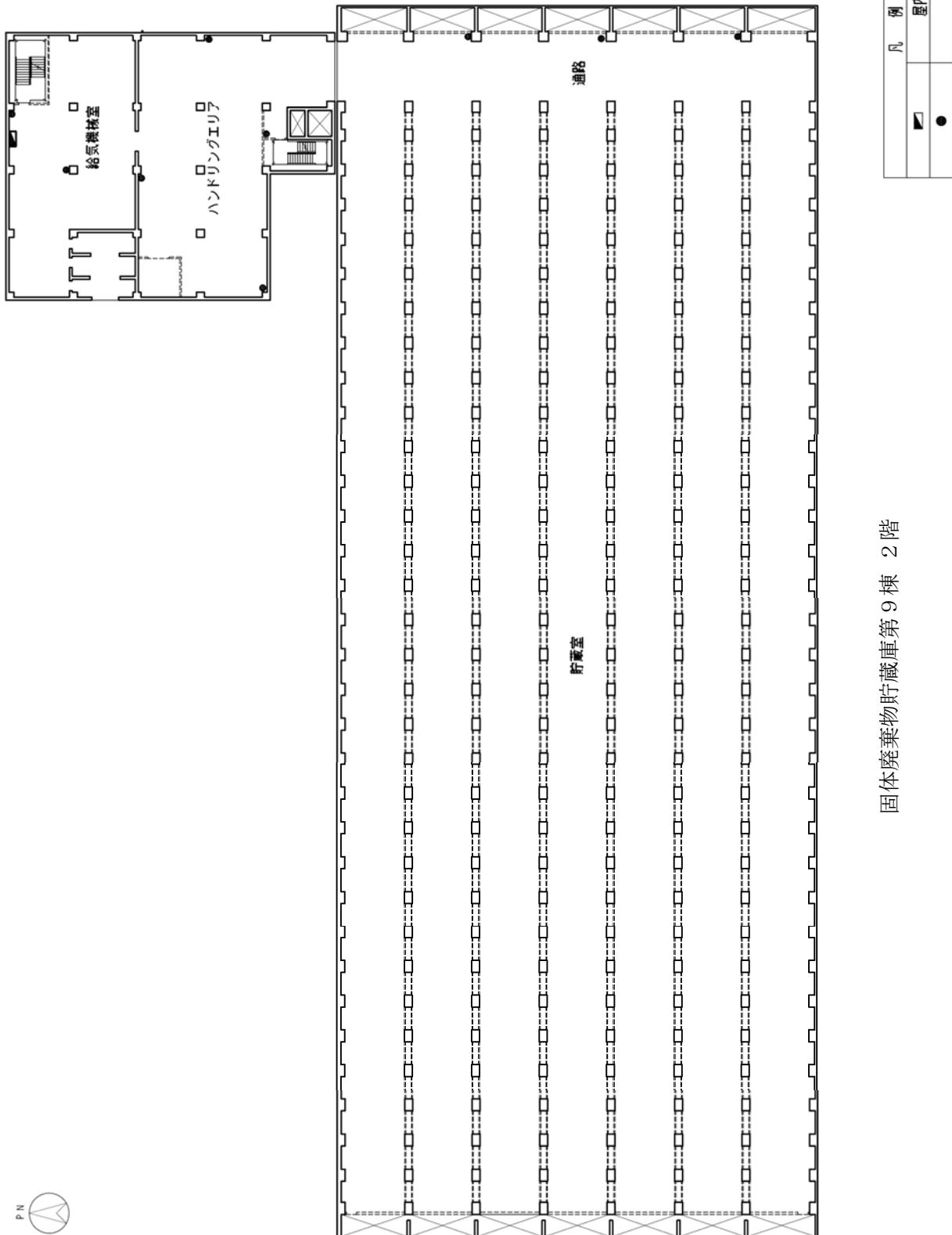
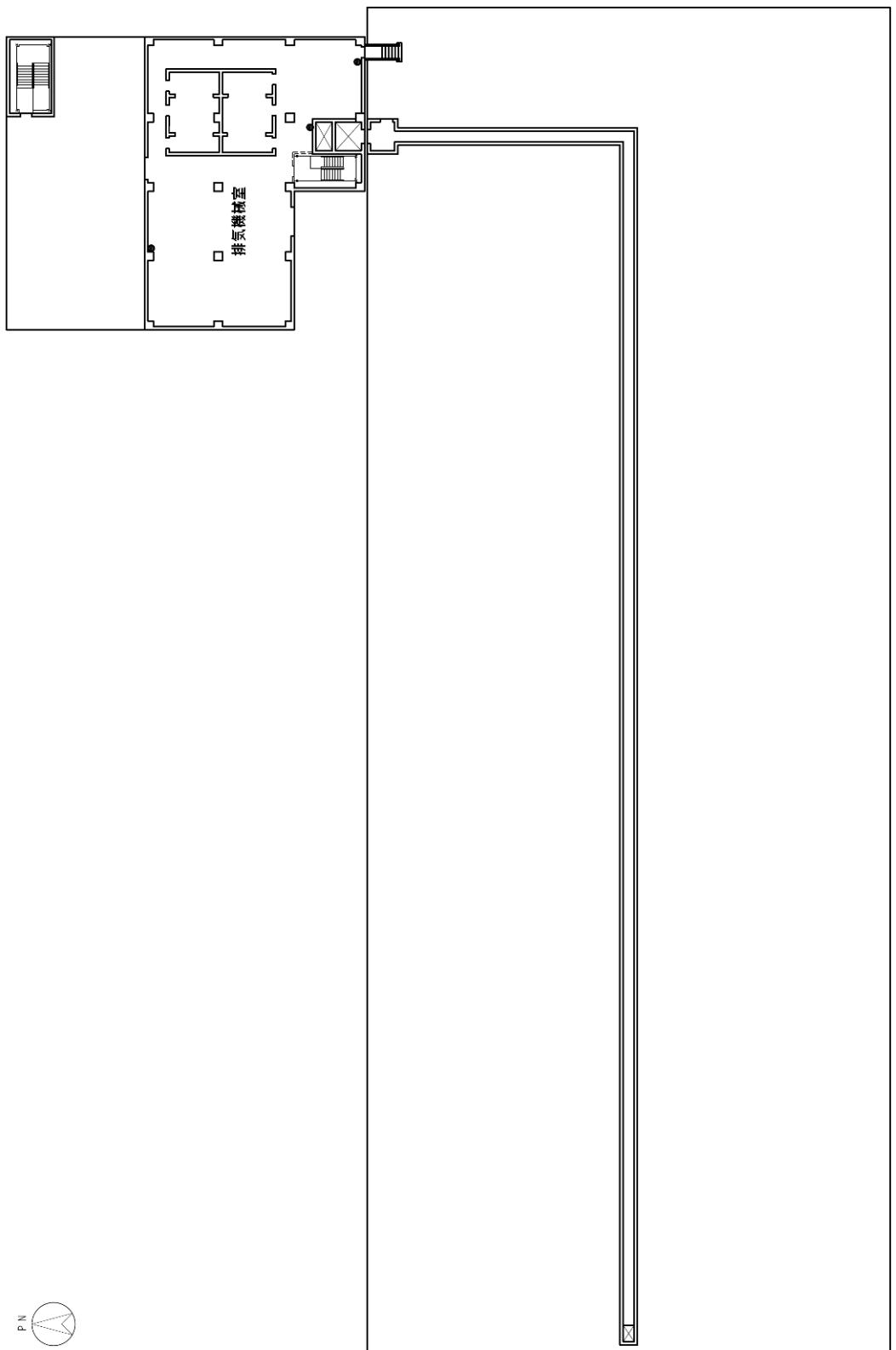


図-1 消火設備の取付箇所を明示した図面（4／5）



II-2-10-添 13-7

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階

図-1 消火設備の取付箇所を明示した図面 (5/5)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいの放射線の遮へい及び熱除去についての計算書

1. 一般事項

本計算書は、固体廃棄物貯蔵庫第9棟における補助遮へいの放射線の遮へい及び熱除去に関する評価について説明するものである。

1.1 遮へい設計評価の基本方針

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、建屋躯体を用いた補助遮へいで区画し、その補助遮へいの厚さに対し、建屋内各線源からの線量率計算結果が、外部放射線に係る設計基準線量率を満足していることを確認することにより遮へい設計が十分であるものと評価する。

1.2 遮へい設計の設計基準線量率

固体廃棄物貯蔵庫第9棟における保管時の放射線業務従事者の受ける線量が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の規定に基づく線量限度等を定める告示」(経済産業省告示第187号)に定めた線量限度を超えないようになるとともに、放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減するように、放射線防護上の措置を講じた設計とする。遮へい設計に際しては、建屋内の各線源からの外部放射線に係る線量率が、設計基準線量率 $2.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下を満足する設計とする。

1.3 遮へい設計の方法

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいの設計方法は、以下のとおりである。

- (1) 線源となる、1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等、瓦礫類及び雑固体廃棄物焼却設備より発生する焼却灰は、原則としてコンクリートの遮へい壁で区画された貯蔵室に収容する。
- (2) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の保管容量満杯時かつ実効線量率が最大となる時の線源強度を計算する。
- (3) 遮へい計算は、対象となる線源の線源強度及び幾何学的形状を勘案し適切な計算コードを用いて行う。

1.4 遮へい設計の前提条件

補助遮へいの遮へい設計に用いる前提条件は、以下のとおりである。

- (1) コンクリートの密度は 2.1g/cm^3 とする。
- (2) 遮へい計算に用いる壁の厚さは、公称値からマイナス側許容差 (5mm) を引いた値を用いる。
- (3) 計算モデル化に際しては、保守的な評価となるようにする。

1.5 熱除去に関する設計

補助遮へいは、そのコンクリート壁に入射するガンマ線エネルギー束が低く、コンクリート壁での発熱量は小さいので、放射線による温度上昇は自然冷却で十分おさえることができる。

2. 補助遮へいの計算に用いる線源強度

固体廃棄物貯蔵庫第9棟における補助遮へいの対象となる線源は、1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等、瓦礫類及び雑固体廃棄物焼却設備より発生する焼却灰である。線源が一様分布する直方体とし、線源核種はCo-60で代表した。

3. 補助遮へい計算

3.1 計算方法

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の遮へい計算には、MCNPを用いる。主な入力条件は以下の項目である。

- ・線源の放射能濃度
- ・線源核種
- ・線源形状
- ・遮へい厚さ
- ・線源からの距離
- ・遮へい体の材料

3.2 線量率計算

線量率計算は、3.1に示した入力条件を計算コードに入力して行う。

3.2.1 線量率計算モデル

線量率の評価位置は、補助遮へいの外側表面（南壁については、外側表面から南3mの位置）において、線量率が最大となる箇所とする。

線源の表面線量率は表-1とし、線源の形状は各保管レーン毎に、直方体（幅6,000（mm）×長さ113,750（mm）×高さ3,280（mm））とした。

表-1 線源の表面線量率

階	線量率
地上2階	0.05 (mSv/h)
地上1階	1 (mSv/h)
地下1階	30 (mSv/h)
地下2階	10 (Sv/h)

3.2.2 線量率計算結果

線量率の計算結果を表-2に示す。

線量率は、いずれの箇所も設計基準線量率 $2.6 \mu \text{Sv/h}$ 以下を満足することを確認した。

東側は、固体廃棄物貯蔵庫第8棟に隣接するため評価対象外とした。

表-2 線量率計算結果

評価箇所	線量率計算結果	設計基準線量率
1階貯蔵室北壁外側表面	$0.5 \mu \text{Sv/h}$	$2.6 \mu \text{Sv/h}$ 以下
1階貯蔵室西壁外側表面	$0.5 \mu \text{Sv/h}$	
1階貯蔵室南壁外側表面から 南へ3mの位置	$2.6 \mu \text{Sv/h}$	

4. 補助遮へいの熱除去計算

4.1 補助遮へいの熱除去計算方法

補助遮へいであるコンクリート中のガンマ発熱密度はコンクリート中のガンマ線フラックスの減衰に応じて減少する。しかし、安全側にガンマ線の減衰を無視して入射面の最大のガンマ発熱密度でコンクリート全体が均一に発熱するものと仮定すると、コンクリート中の温度と表面温度の差の最大値 ΔT_{\max} は、内部発熱が均一とした平板の温度分布の計算式（5. 引用文献(1)参照）を引用した下式により求められる。

$$\Delta T_{\max} = T_{\max} - T_s = Q' \cdot L^2 / 2 \lambda$$

ここで、 T_{\max} : コンクリート厚さ中心での最高温度 ($^{\circ}\text{C}$)

T_s : コンクリート表面温度 ($^{\circ}\text{C}$)

Q' : コンクリートの発熱密度 (W/m^3)

L : コンクリートの厚さの $1/2$ (m)

λ : コンクリートの熱伝導率 ($\text{W/m} \cdot {^{\circ}\text{C}}$)

また、上記のコンクリートの発熱密度は、下式により求められる。

$$Q' = 10^6 \cdot \rho \cdot Q$$

ここで、 ρ : コンクリート密度 (g/cm^3)

Q : ガンマ発熱密度 (W/g)

$$= K \cdot \phi$$

K : ガンマ発熱密度換算係数 ($\text{W} \cdot \text{s} \cdot \text{cm}^2/\text{g}$)

$$= C \cdot E \cdot (\mu \text{en}/\rho)$$

C : 換算係数 ($\text{W} \cdot \text{s} / \text{MeV}$)

E : ガンマ線エネルギー (MeV)

$(\mu \text{en}/\rho)$: コンクリートの質量エネルギー吸収係数 (cm^2/g)

ϕ : ガンマ線フラックス ($\text{photons}/\text{cm}^2 \cdot \text{s}$)

ガンマ線フラックスは、貯蔵室の補助遮へい壁の最大となる点について計算コードQADに

て計算を行う。

4.2 補助遮へいの熱除去計算結果

補助遮へいのコンクリート発熱密度は、約 5.6W/m^3 となり、温度上昇は 0.21°C となることから、自然冷却で十分である。

5. 引用文献

- (1) 日本機械学会「伝熱工学資料 改訂第5版」(2009)

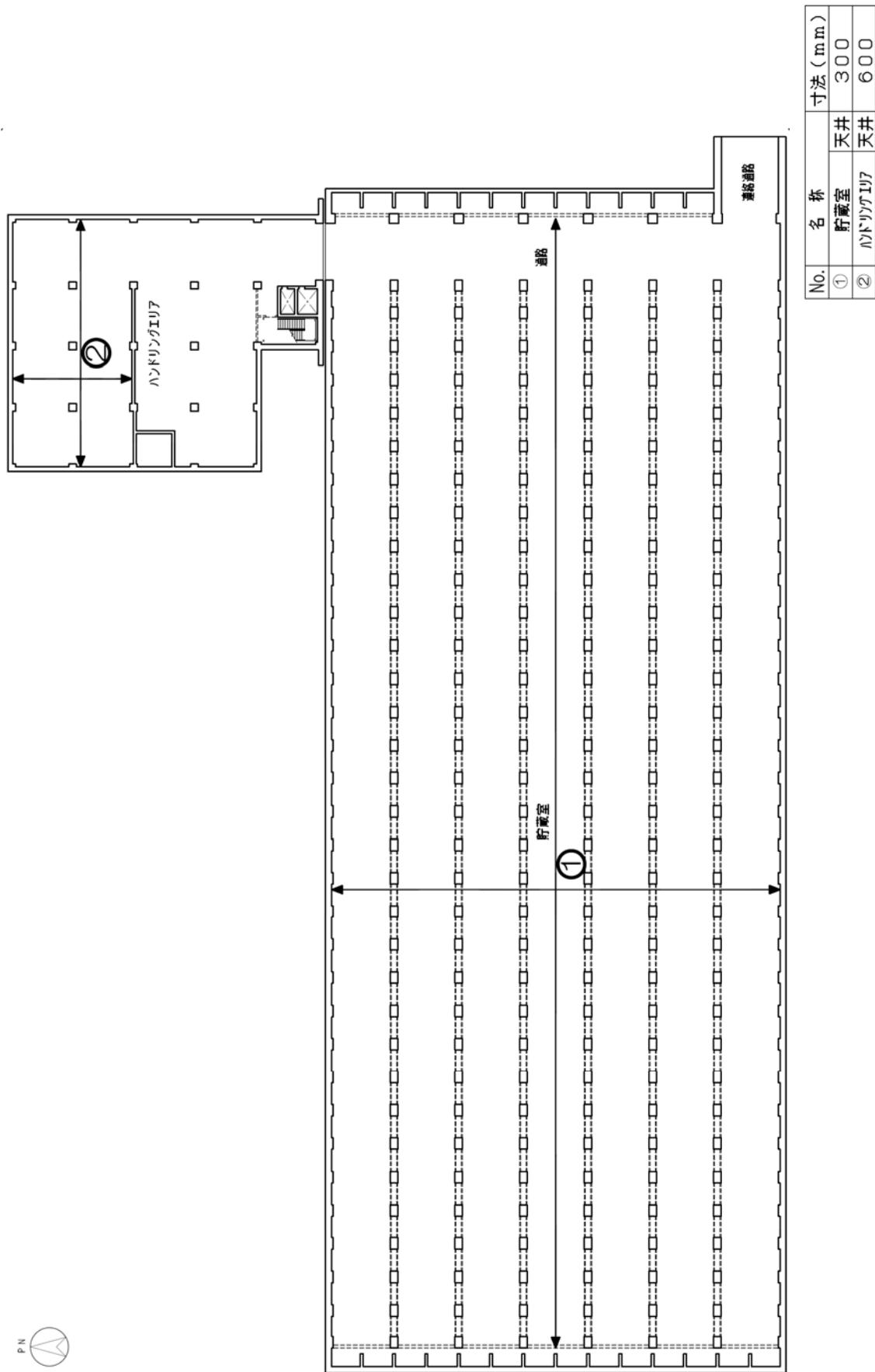
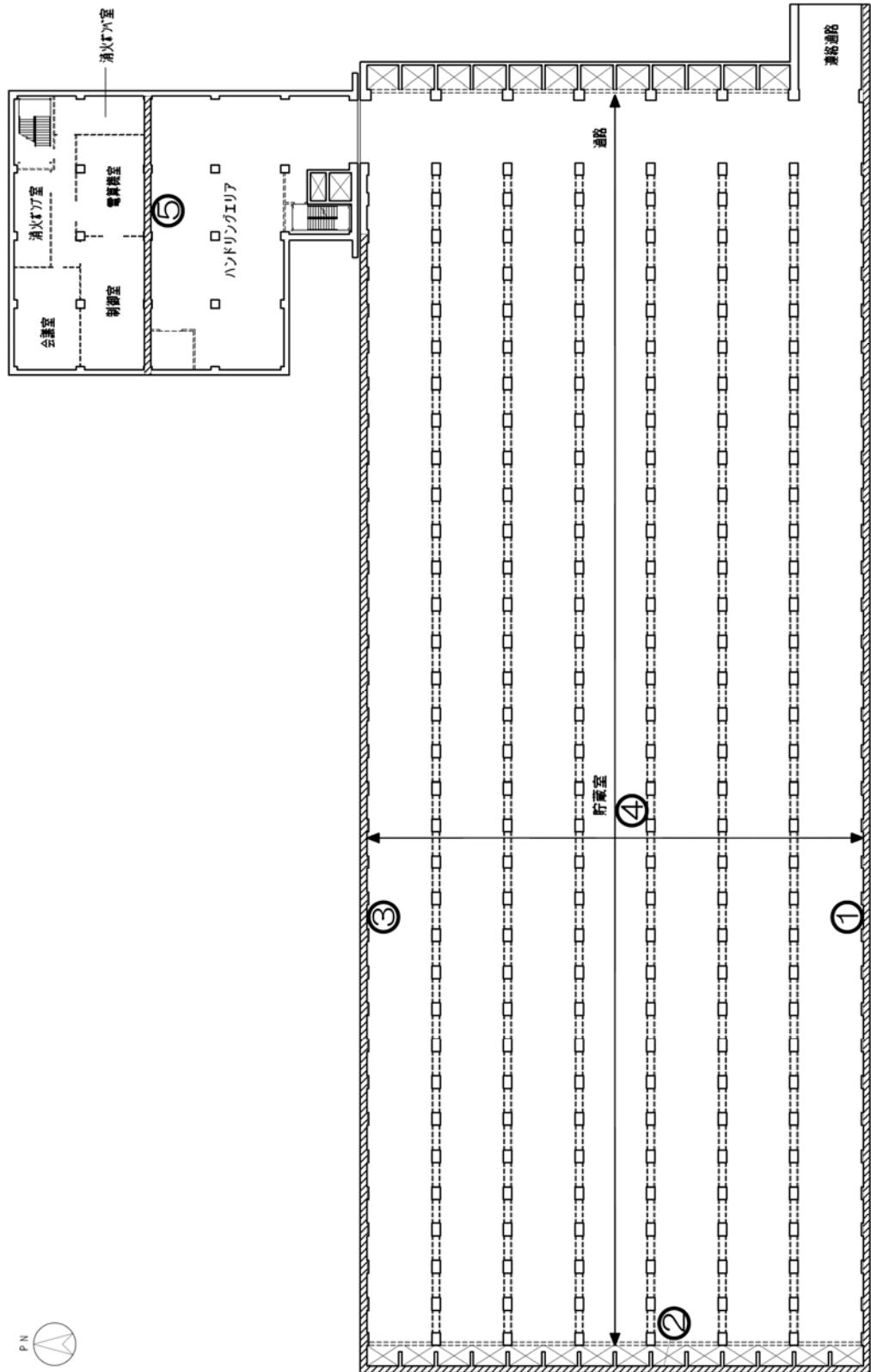


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいに関する構造図（1／5）

P N



No.	名 称	寸法 (m m)
①	貯蔵室 South wall	600
②	貯蔵室 West wall	650
③	貯蔵室 North wall	650
④	貯蔵室 天井	300
⑤	ハンドリングエリア North wall	600

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階

図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助應へいに関する構造図 (2 / 5)

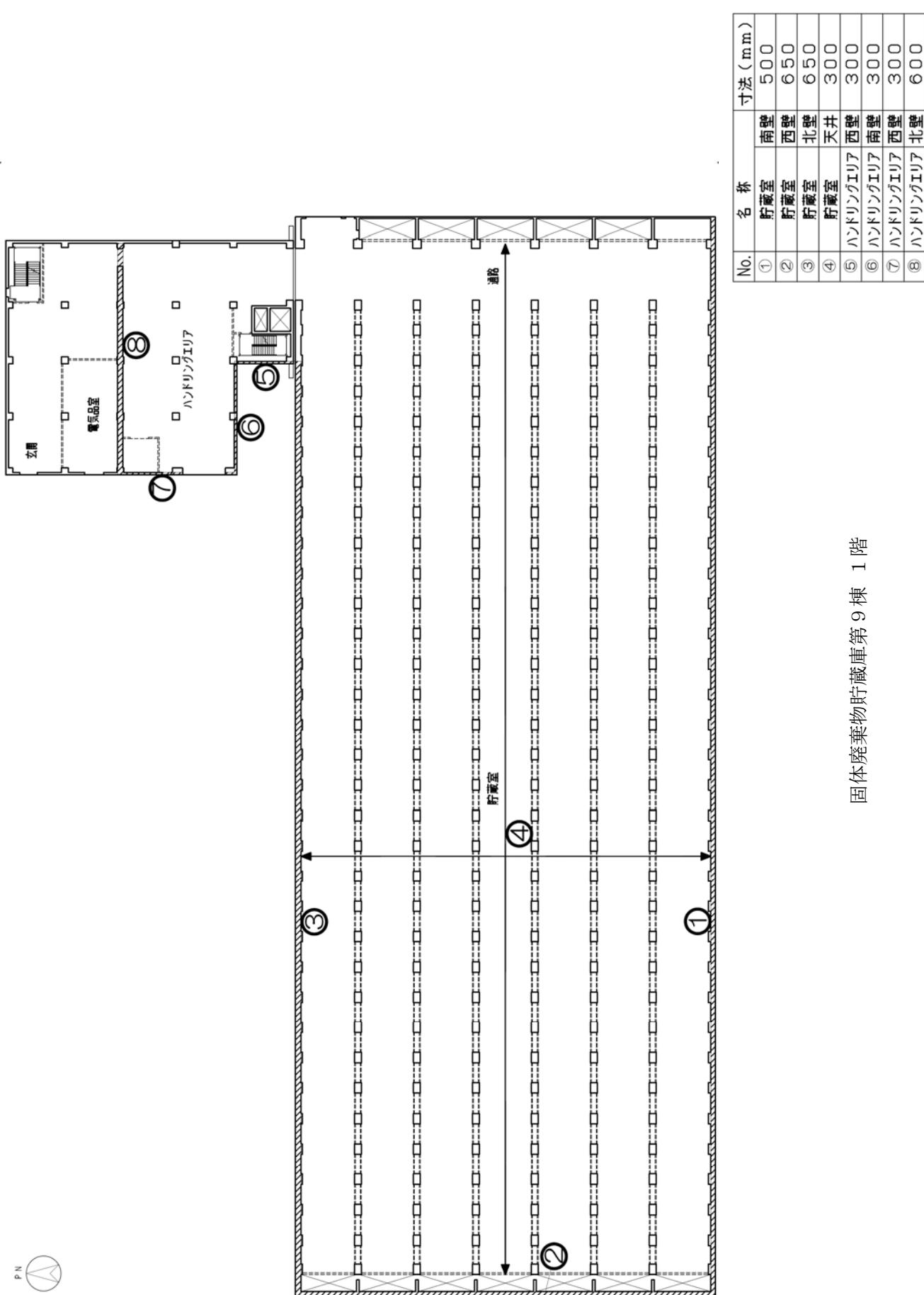


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいに関する構造図 (3/5)

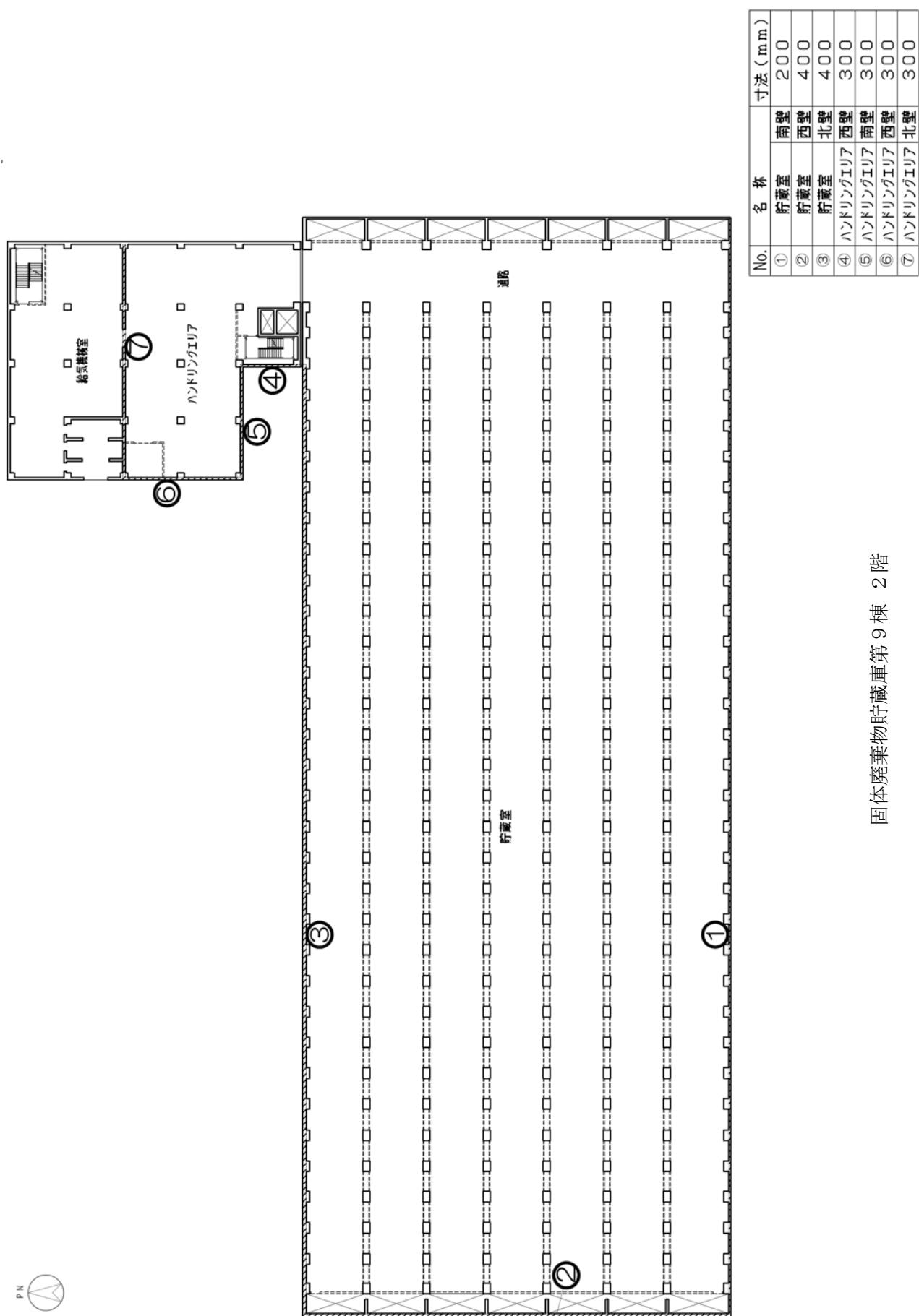


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいに関する構造図 (4/5)

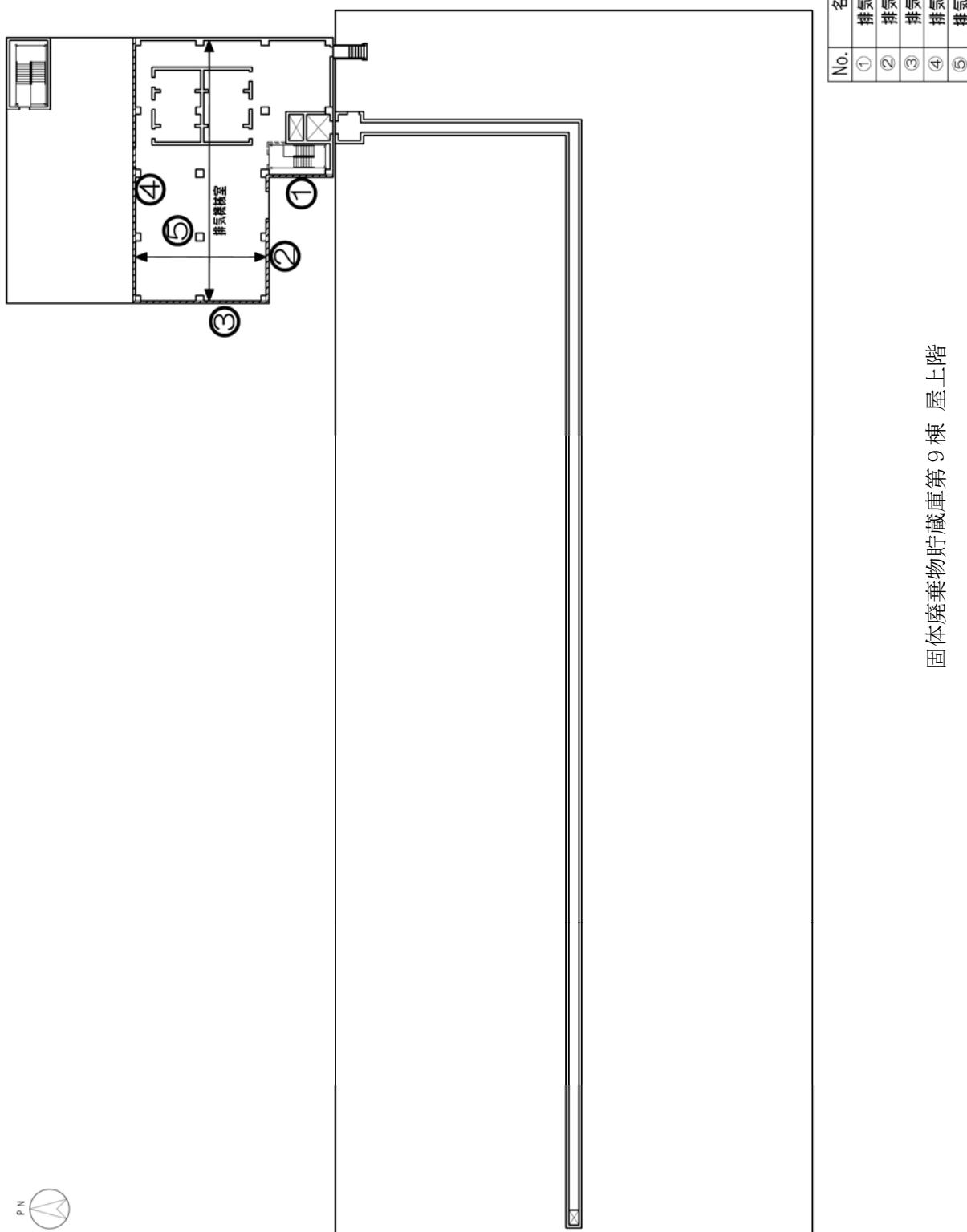


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮へいに関する構造図 (5 / 5)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟に係る確認事項

確認事項

固体廃棄物貯蔵庫第9棟の工事に係る主要な確認項目を表－1に示す。

表－1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の工事に係る確認項目

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
遮へい機能	材料確認	コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。	コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。
	寸法確認	遮へい部材の断面寸法を確認する。	遮へい部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。
構造強度	材料確認	構造体コンクリートの圧縮強度を確認する。	構造体コンクリート強度が、実施計画に記載されている設計基準強度に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。
		鉄筋の材質、強度、化学成分を確認する。	JIS G 3112に適合すること。
	寸法確認	構造体コンクリート部材の断面寸法を確認する。	構造体コンクリート部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。
	据付確認	鉄筋の径、間隔を確認する。	鉄筋の径が、実施計画に記載されている通りであること。鉄筋の間隔が実施計画に記載しているピッチにほぼ均等に分布していること。